

平成27年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第3号

---

平成27年12月3日(木曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	15番	矢 口 龍 人 君
6番	岡 崎 勉 君	16番	藤 井 裕 一 君
7番	田 谷 文 子 君		

---

欠席議員

8番	古 橋 智 樹 君
9番	小松崎 誠 君
14番	小座野 定 信 君

---

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	槌 田 浩 幸 君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

---

議事日程第3号

日程第 1 一般質問

- (1) 矢 口 龍 人 議員
- (2) 佐 藤 文 雄 議員

(3) 中根光男 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 矢口龍人 議員

(2) 佐藤文雄 議員

(3) 中根光男 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	矢口龍人	1. 交通体系を踏まえた道路整備について
(2)	佐藤文雄	1. 歴史認識について
		2. 広域ごみ処理施設建設問題について
		3. 国民健康保険について
		4. 子育て支援について
		5. 自衛官募集について
		6. 水道事業について (ムダな水開発事業の中止を)
(3)	中根光男	1. 救急車の適正利用について
		2. イノシシ対策と電気柵の安全利用について
		3. 地域包括システムについて
		4. 若者の選挙投票率向上について
		5. 河川の整備について

開 議 午前10時00分

○議長 (藤井裕一君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。よって、市政以外に対する質問は認められないので注意し、また、法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

また、執行部におかれましても、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いをいたします。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴をする際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

15番 矢口龍人君。

[15番 矢口龍人君登壇]

### ○15番（矢口龍人君）

おはようございます。

平成27年12月第4回定例会、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番、交通体系を踏まえた道路整備について。

さきの9月議会の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、これからの本市の活力あるまちづくりを発展的に力強く推進するためには、国・県道はもとより、市の幹線・準幹線道路等の道路整備促進を図ることが最も重要な柱の一つと言っても過言ではないのではないのでしょうか。

幹線道路の中でも、特に本市だけでなく茨城県の大動脈となっている6号バイパスの一日も早い事業化、工事着工にこぎつけることが本市の活力あるまちづくり、ひいては、茨城県南地域の活力を推進するための必修事項であると考えます。

この事業を成就させるためには、これから何をすべきか、その可能性を模索するとともに、さらに込んだ協議・検証を行い、具体的な行動計画を整備する必要を強く感じたことから、再度質問をすることにしましたものです。

さらには、6号バイパスに接続する本市の都市計画道路を初めとする幹線道路等の整備計画を交通体系全体を念頭に、優先路線を計画的に整備することも連動して考えていかなければなりません。

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず先に、①6号国道バイパス（中貫～石岡・千代田インターチェンジまでの9.9キロ）の事業化・着工に向けての具体的対策についてお伺いをいたします。

この6号バイパスの事業化については、広域市町村で構成する6号バイパス建設促進期成協議会で毎年国に要望してきましたが、中貫～石岡・千代田インターチェンジまでの区間については、いまだ何も手がつけられないとの現状については、皆さんもご存じのとおりでございます。

9月議会で横瀬副市長に答弁していただきました内容を繰り返しますと、石岡と霞ヶ浦地区の協議会の中でさらに詰めていく必要性や、国が動いていない現状等を踏まえ、今後何らかの対策ができるように行政としては動く必要があるとの認識を示されました。このことについては私も同感です。

しかしながら、問題は、本市が中心となって本気になって具体的な行動を起こさなければ何も変わらないことだと思います。そして、国、国土交通省はもとより、県が本気になってこの区間

についても何とか事業化にこぎつけ、茨城県の大動脈である県南地区の6号バイパス全線早期事業化・工事着工に向けて、具体的に行動していただく必要があります。

このことについては、この事業化に伴って国の財源確保はもとより、県の財政負担があることも重要な課題ではないかと感じております。これまでの単なる国への要望行政だけでは、いつになっても進展が望めません。国には、時期になると全国から要望書のオンパレードが毎年続けられており、どこの行政もやっていることをやっているだけでは事業化に向けての予算獲得を得ることはできません。障害となっている課題は、何か。課題を整理し、関係者でこの課題について共通認識を持ち、課題を解決するための創意工夫を真剣に考えなければなりません。さらには、国会議員、県会議員の先生方にも積極的に協力をしていただくことも必要ではないでしょうか。

以上の内容を踏まえ、国に対する要望の対応及び県の負担金の課題並びに本市と石岡市との協議並びに本市の内部協議について、具体的な今後の行動計画についてお伺いをいたします。

次に、②県道の整備要望の手順及び本市のあるべき計画と地域要望の取り組み方法についてお伺いをいたします。

県道については、既存道路の拡幅整備（歩道整備も含む）や、一部新設によるバイパス整備等があると思いますが、このことについては、地域の要望をどのような方法で意見を酌み取り、県道要望の優先順位を決定しているのでしょうか。

このことについては、学校周辺を初めとする児童・生徒、高齢者、障害者などの歩行者の安全確保や自動車の交通量等を勘案し、本市の都市計画道路を初めとする幹線道路（1級幹線道路）網の位置づけを念頭に置いて、市域全体の道路計画ができていなければいけないことになっておと思いますが、県道の整備要望の手順及び本市のあるべき計画と地域要望の酌み取り方法についてお伺いをいたします。

次に、③道路台帳の見直しについて質問をさせていただきます。

道路台帳の整備については、皆さんご存じのように、道路法28条に規定されているように道路管理者が整備しなければならないことになっております。9月議会でも一般質問の中で取り上げさせていただきましたが、道路台帳の見直しについては、中でも路線の見直しについては、答弁で土浦市、石岡市が見直しを行っていないことの答弁がありました。本市の道路台帳はいつ整備されたのでしょうか。

市道の幹線道路である名称が、1級の路線名、そして準幹線道路は2級の路線名称が入っているのが通常ではないでしょうか。

こうした道路名称等、わかりにくい道路台帳となっていることから、順次通告に従いまして、道路台帳、順次質問させていただきます。また、他市の状況についても答弁をお願いいたします。

④道路台帳の整備見直しについて。

（1）都市計画を含む幹線・準幹線道路の1・2級道路名称の格上げ変更についてですが、現在の路線名称は、幹線・準幹線道路の位置づけかどうかが路線名称からはわからない状況にあります。特に、市民からは全くわかりません。市職員でさえ、担当外の方はわからないのではないのでしょうか。このことについて、他市の多くの自治体の状況はどうなっているのでしょうか。

多分、多くの自治体では1・2級の名称をつけているものと思いますが、ぜひともわかりやす

い名称に変更し、市全体の国・県道及び市道の幹線・準幹線道路網の全体像が一目でわかるようにすることが、交通体系を踏まえたよりよいまちづくりを推進することができるのではないでしょうか。ご答弁をいただきます。

次に、(2) 1・2級以外のその他の道路名称についての見直しの必要性について質問をさせていただきます。

現在、その他の道路名称については、市道〇-〇号線となっております。これでは、どの地域にある路線かまるでわかりません。私が調べた限りでは、1・2級道路以外のその他の道路については、原則として、大字単位（大字であれば恒久的な名称であるから、いつになっても変わらないことから使用されていると聞いております。）で路線を指定していることが多いと伺っておりますが、全国的な他市の状況はどのような指定をしているのか、お伺いいたします。また、こうしたわかりにくい路線名称について、変更しようとする考えはあるのか、ご答弁をお願いします。

次に、(1)、(2)のわかりにくい名称の状況を踏まえ、現在の道路台帳の整備の必要性については認識していただけたと思いますが、現在の道路台帳整備のこれまでの経過・変遷について及び合併に伴う台帳はどのように処理されたのかについてもご答弁願います。

また、合併特例債での追加の道路台帳の見直しは可能かについて、あわせてお伺いをいたします。

次に、④市道の整備計画について、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、(1)都市計画道路（神立停車場線）及び千代田大橋から県道牛渡馬場山土浦線への接続計画の具体的実施計画についてですが、この計画については、浮上しては立ち消えになったり、また浮上したりの繰り返しが水面下で行われてきました。

この計画道路は、千代田大橋を含めた都市計画道路の延長線上にある東西を結ぶための大動脈であり、千代田地区と霞ヶ浦地区とを結ぶ交通体系からの重要性、さらには協同病院の移転計画に伴い、アクセス道路としての必要性はさらに高まりました。

本来であれば、県道に値する幹線道路であります。本市の交通体系全体を踏まえた幹線道路網からの観点からも、さらなる延長計画の推進の必要性については、多くの市民の皆さんを初め、行政・市議会議員の方々の共通認識として共有できるものと信じております。また、近隣市の石岡市にとっても重要な幹線道路となることでしょう。広域的な見地から見ても大きな財産になることは間違いないと思います。

さらに、既存道路の渋滞緩和と通勤時間を初めとする車両の到達時間等の短縮、利便性など、さまざまな効果が期待できる路線計画であります。今さらの話ではありますが、こうした大きな相乗効果を念頭に置いて、多くの予算と時間を費やし、千代田大橋を含む都市計画道路ができたのです。合併後10年が経過した今、千代田大橋を結ぶ都市計画道路の延長を計画しないことは、既存道路をつくった意義・意味を大きく損なわれることになり、多くの税金を投入した市民に対しての裏切り行為にもなると思います。

以上、今後の方針・計画について、市長より答弁を願います。

また、石岡市との協議についても積極的なアプローチ・協議が必要になるとは思いますが、この点についてもご答弁いただきたいと思っております。

次に、(2) 1・2級その他の道路の交通体系を踏まえた行政主導型整備計画についてであります。9月の議会で答弁内容を確認しますと、過去10年間で、1・2級指定路線（都市計画道路を含む）の新設・改良工事の実績路線数の質問に対し、1・2級認定路線についての道路改良工事・舗装補修工事・排水整備工事等、1級市道が12路線、2級市道13路線との答弁がありました。

さて、この答弁によりますと、過去10年間で1・2級道路の工事に関連する路線数は25本であったということになりますが、9月での質問は、新設・改良工事の路線数を問うものであります。9月議会の答弁では、単なる既存道路の維持管理工事についても路線本数に入っており、新設・改良工事の件数質問の趣旨には答えていただいております。

まず、この点について、新設・改良工事のみの路線数と内訳及び工事延長並びに工事費の額をお聞かせ願います。あわせて、10年間の新設・改良工事のそれぞれの1年間平均路線数及び予算額についても答弁願います。

また、1・2級幹線・準幹線道路については、地域の要望以前に、市域全体の交通体系を踏まえたあるべき道路網のありようについて、具体的な構想が計画されている上で優先順位を勘案し、原則として行政が主体となって道路整備計画を準備した上で要望に応えるべきではないかと思いますが、この点についてもあわせてご答弁願います。

次に、(3) 道路改良工事に伴う水道・下水道整備等、連携した計画的なインフラ整備についてであります。

都市計画道路はもとより、道路改良工事の実施に当たっては、下水道・水道の整備や配管の更新を初め、道路内の民間の埋設管等関連するインフラ整備についても、事前に調査・連携により、工事後、一定期間掘削させないための計画的・効率的な事業の推進を図っているか、お伺いをいたします。

次に、(4) 要望主体の道路整備計画の弊害是正についてでございますが、道路の整備を行うに当たり、要望しても、できるかできないのかの明確な回答がない。また、近いうちに着工できそうな話はいただくものの、いつになっても工事を実施してくれるのか明確な回答がない、地域の市民からのお話をもとに質問をさせていただきます。

この要望については、区長からの地域の要望として上げられてくると思いますが、要望については限定された対応をしているのでしょうか。要するに、地域の区長から要望を挙げられるのが原則としているのか。また、要望は要望申請の内容を精査し、優先順位はどのように決定しているのか。優先順位を決定するに当たっては、判断するための基準となる要綱はあるのか、お伺いをいたします。

⑤交通体系を踏まえた道路整備と総合的管理計画における現状と課題並びに課題解決の方向性について。

公共施設等マネジメント計画（基本計画）における道路・橋梁についての現状から見た課題の記載について内容を見てみますと、1つ目は、国・県道路網と連携した幹線道路の整備や市民生活と直接かかわる地域生活道路について、安全性と利便性の向上が求められている。2つ目として、歩道整備に対する住民ニーズも高く、通学路の安全確保や高齢者が安心して歩いて暮らせるまちづくりを求められているとしておりますが、極めて抽象的な表現にとどまっております。現

状から見た課題としていながら、かすみがうら市における道路整備状況と維持管理の現況が記されておられません。

例えば、国・県道においても、歩道整備が相当路線数整備されていない路線や箇所があります。また、歩道整備が求められている道路でありながら、未整備の路線・道路延長の割合等、現状に対する実数が全く記されておらず、どこの自治体にも記載可能な抽象的な内容となっており、分析がされておられません。

また、課題解決の方向性についても、同様な状況であり、国・県道、幹線道路及び学校周辺の道路並びに歩行者の多い道路に対する計画的な歩道整備の必要性についての記載も何ら記載されておられません。要するに、本市としての方針、考えが示されていない、コンサル丸投げの様相を呈しているように見受けられます。

この計画を見る限り、本来目指すべき具体的数字目標・内容を記載されずに、最終的な計画書が作成されてしまうおそれ、懸念を感じましたので、質問をすることといたしました。本市としての今後の計画書の策定の進め方について答弁をお願いいたします。

1回目の答弁といたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

矢口議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、1番、国道6号バイパス（中貫～千代田・石岡インターチェンジまでの9.9キロ）の事業化・着工に向けての具体的対策についてお答えをいたします。

国道6号バイパスにつきましても、慢性的な交通渋滞を解消し、広域ネットワークを拡大させる必要があることから、石岡市・小美玉市とともに期成会を構成いたしまして、矢口議員にも産業建設委員長としてご同行いただきまして、中央要望活動を実施してきたところでございます。

加えまして、先般、11月13日になりますが、県内において国道6号が通過しております18の自治体によりまして「茨城県国道6号整備促進協議会」が設立をされまして、早々に知事への協力要請をお願いしたところでございます。

今後は、この2つの組織を活用いたしまして、早期着工に向けました国への要望活動の実施に努めてまいりたいと考えております。

詳細及び2番、県道の整備要望について、3番、道路台帳の整備見直しについては土木部長からの答弁とさせていただきます。

次の4番、市道路整備計画についてのうち、千代田大橋から県道牛渡馬場山土浦線への接続計画につきましてもお答えをいたします。

ご指摘のように、土浦協同病院へのアクセス道路としての整備は大変重要であると認識をいたしております。現在、具体的整備案はありませんが、担当レベルで「石岡・かすみがうら河川広域道路整備促進協議会」において、整備計画構想案を作成することとしており、関係機関との緊密な連携を持ちまして、市内交通環境の円滑かつ安全確保に向けました整備を図ってまいりたい

と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

同じく4番のうち、行政主導型整備計画について、インフラ整備について、弊害是正については土木部長からの答弁とさせていただきます。

次に、5番、交通体系を踏まえた道路整備と総合管理計画についてお答えをいたします。

ご質問いただきました公共施設等マネジメント計画（基本計画）につきましては、第2回定例会にもお答えをしておりますように、総務省からの要請に基づき、公共施設等総合管理計画として本年3月に策定をしたものでございます。

この計画の構成といたしましては、箱物などの公共施設のほか、道路、上下水道といったインフラ施設など、市が所有します公共施設・公用施設について、人口や財政の見通しを初め、維持管理、修繕、更新等にかかわる中長期的な費用の見込みなどを踏まえまして、総合的かつ計画的に管理に関するための基本的な方針を示し、さらに、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性を取りまとめたものであります。

道路・橋梁に関する課題の捉え方や今後の方向性の記載が抽象的とのこと指摘でございますが、基本的な理念や方針につきまして、まちづくりや市民生活の視点で考え、予防保全や安心安全の確保、維持管理コストの縮減などにつきまして計画的に取り組む方針としており、都市計画マスタープランなど関連計画と方向性を統一しながら、具体的な取り組みを推進することとしております。

また、インフラ施設につきましては、特に市民生活に密着したものでありますことから、その種別に応じた技術的な視点も加えまして、個別施設の長寿命化計画を策定するなど、適切な対応を講じる必要があると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

矢口議員の1点目、1番、国道6号バイパス（中貫～千代田・石岡インターチェンジまでの9.9キロメートル）の事業化・着工に向けての具体的対策についてお答えをいたします。

国道6号バイパスは、土浦市中貫地先から石岡市東大橋地先までの15.7キロメートルが平成9年3月「土浦・千代田線」として都市計画決定され、そのうち、かすみがうら市市川地先から石岡市東大橋までの5.8キロメートルにつきまして、平成10年度に事業化となり、地域高規格道路の整備区間の指定を受け、現在事業に着手をしているところでございます。

ご質問の中貫から千代田・石岡インターチェンジまでの9.9キロメートルは事業化の決定がなされていない状況でございますが、本事業に対する要望活動は政治的な判断に期待が大きいことから、石岡市・小美玉市・当市の市長・議長・所管を担当する常任委員長により期成会を結成し、茨城県選出の国会議員を初め、担当省庁の国土交通大臣、直接的な事務方でありませぬ関東地方整備局に中央要望を実施してございます。

あわせて、市長からもありましたように、これまで各期成会や個々の自治体ごとに要望していた国道6号の整備につきまして、新たな組織として「茨城県国道6号整備促進協議会」が設立さ



れ、当該事業は国直轄事業であることから、茨城県選出の国土交通大臣が在籍していることも鑑み、今月18日から25日までの期間で調整をされ、要望活動を展開することも聞いております。今後は2つの組織から積極的な要望活動がなされるものと期待をしているところでございます。

また、設立総会后、知事に要望活動を行い、知事は問題の重要性について認識と理解を示されたとのことでございますので、事業化が再優先で認定されれば、付随して常陸河川国道事務所と県の間で費用負担に伴う予算協議がなされるものとなります。

市としましては、今後3市期成会における総会等において、常陸河川国道事務所や茨城県担当職員も同席をされることから、積極的な議論展開をお願いし、市の意向を反映していただければと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

1点目、2番、県道の整備の要望の手順及び本市のあるべき計画と地域要望の酌み取り方法についてでございますが、初めに、県道の整備要望の手順といたしましては、市の基盤整備に関する現況及び課題を添付し、5路線の要望書を土浦土木事務所に提出をいたします。その後、4月に開催されます「県議会土木企業委員会」へ説明、現地調査が行われてございます。なお、事業費予算の配分は、本庁で行っているとのことでございます。

次に、本市のあるべき計画と地域要望の酌み取り方法でございますが、市の骨格となる主要な幹線道路を1・2級市道と認定しており、その他の道路につきましては、生活道路として取り扱ってございます。

各行政区の要望内容といたしましては、生活道路が主なものでございますが、市民の要望であること、地権者の同意があること、道路整備の必要性が高いことなどを勘案し、判断を行っているところでございます。

さらに、道路を拡幅し、緊急車両の進入を可能にする道路改良工事、舗装路面の損傷による舗装打ちかえ、雨水排水施設の新設・改修などに分類をし、限りある予算を有効に活用し、検討することとさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

1点目、3番、道路台帳の整備見直しについて。

都市計画道路を含む幹線・準幹線道路の1・2級道路（名称）の格上げについて、お答えをいたします。

霞ヶ浦地区は番号識別により、1級路線は100番台、2級路線は200番台、その他の路線は1,000番台としてございます。

千代田地区は道路種別により、1級路線は道路番号の前に6ハイフン、2級路線は7ハイフン、その他の路線は8ハイフンを表記しているものでございます。

このように、両地区の表記手法が異なることから、委託業者に統合及びデジタル化についての見積もりを徴した経緯がございます。その内容は、莫大な費用と時間を要するものでございました。議員ご指摘の格上げ、わかりやすい名称にとのことでございますが、先進事例の調査研究をしてみたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、近隣市の道路番号の名称でございますけれども、数字を使用した道路番号を使用しているところが多く、中には都市計画道路を地名などの通称名で呼んでいるところもございます。

また、合併時の近隣市の道路台帳の整備状況でございますが、全体的な路線の見直しをしたところはございません。数字を使用していることから、道路番号が重複するため、頭に地名やアル

ファベットをつけ、区別をして使用している状況とのことをございます。

次に、1・2級道路以外の道路網の名称区割り（大字単位）の見直しについて、お答えをいたします。

近隣市の状況でございますが、その他の道路において、一部、大字名を道路番号につけているところもございませが、数字を使用しているところが多くございませました。

これまでの経過・変遷及び合併特例債での追加見直しについて、お答えをいたします。

道路台帳の整備時期につきましては、昭和61年度で、これまで毎年道路整備等による加除修正を行ってございませ。

合併時は委託業者も異なり、それぞれ建設事務所ごとに管理を行ってございませましたが、その後、平成19年度に委託業者を統一し、現在に至ってございませ。

次に、合併特例債での追加の道路台帳の見直しは可能かについて、お答えをいたします。

一般的に地方債の対象経費としましては、地方財政法第5条において、公共施設及び公用施設の建設事業費のほか、公営企業に要する経費、出資金及び貸付金、地方債の借りに要する経費、災害復旧等に係る経費に制限されていることから、道路台帳整備の見直しに使用するのはい難しいと思われませ。

1点目、4番、市道整備計画について、1・2級その他の道路の交通体系を踏まえた行政主導型整備計画について、お答えをいたします。

過去10年間で、1・2級路線の新設・改良工事の実績路線数についてでございませけれども、新設工事はございませないので改良工事のみの実績となります。

路線数は12路線、内訳は1級路線が4、2級路線が8、工事延長は1級路線2,664メートル、2級路線3,486メートル、合計で6,150メートルでございませ。

工事費は、1級路線、3億6341万8000円、2級路線、2億8888万6000円、合計は6億5230万4000円でございませ。

次に、過去10年間の新設・改良工事、それぞれの1年間の平均路線数及び予算額につきましては、路線数平均1.2路線、予算額平均6,253万円となります。また、その他の路線となりますが、幹線道路の規定に基づいて整備を実施した市道7034号線（通称水資源道路）、市道8459号線（霞ヶ浦環境科学センターアクセス道路）、市道2583号線（西成井バイパス）の新設・改良工事について、お答えをいたします。

市道7034号線の工事延長は1,437メートル、工事費1億1828万3000円、市道8459号線の工事延長は1,920メートル、工事費4億6686万1000円、市道2583号線の工事延長は1,011メートル、工事費1億3836万9000円となります。3路線の合計は、工事延長4,368メートル、工事費7億2351万3000円でございませ。

道路改良工事に伴う水道・下水道整備と連動した計画的なインフラ整備について、お答えをいたします。

まず、事前に調査・連携により、工事後、一定期間掘削させないための計画的・効率的な事業の推進を図っているかについてでございませけれども、年度当初でございませが、上下水道部、土木部によりませ「連絡調整会議」を実施してございませ。

会議の内容といたしましては、それぞれの工事実施計画をもとに、議員ご指摘の工事完了後、

一定期間掘削工事は実施しない、すなわち、手戻り工事は行わないというものでございます。

次に、要望主体の道路整備計画の弊害是正について、お答えをいたします。

道路整備に対する地域の要望につきましては、代表者である行政区長要望を基本としてございますけれども、軽微な修繕工事等は市民、道路利用者からの要望として対応をしております。

また、要望に対する明確な回答がないとのご指摘でございますが、現時点においては、わかりやすく回答するよう心がけております。

次に、優先順位を決定するに当たって、判断するための基準となる要綱はあるのかとのご質問でございますけれども、要綱の制定はございません。市民生活に直結した道路の整備は、円滑な交通の処理、交通事故のない安全で安心な道づくりを目的としてございます。

優先順位の基本的な考え方を申し上げますと、事故の頻度、歩道の必要性や地形的な危険度などの緊急性、管理施設損傷等による振動などの環境、雨水流末排水処理や用地確保などの熟度、地権者の同意があるか、事業コストなどの効率性を重点に、限りある予算を有効に活用し、市民の皆様の要望をかなえていくことが必要であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

答弁の内容をお聞きしておりますと、以前より少し前向きなお話もありましたが、①の6号国道バイパス、中貫から千代田・石岡インターチェンジまでの9.9キロの事業化・着工に向けての具体的な対策について、再質問をさせていただきます。

この6号国道バイパスの事業化については、さまざまな広域の組織で6号バイパス建設促進期成協議会等、さまざまな広域の組織で毎年、国に要望してきました。このことについては、引き続き要望していくことは当然のことではありますが、問題は、本市が中心となって、やっぱり本気になって具体的な行動を起こさなければ何も変わらないのではないかと、前進しないということを強く認識することが重要なポイントだと思います。

再度の内容になりますが、国はもとより、県が本気になってこの区間についても何とか事業化にこぎつけ、茨城県の大動脈である県南地区の6号バイパス全線早期事業化・工事着工に向けて具体的に行動していただく必要があります。

この事業を進展させるためには、何と言っても財源の確保です。国の財源確保はもとより、県の財政負担、道路法49、51条の第1項、事業費の30%があることも重要な課題であります。県の財源確保については、6号バイパスの早期事業化の必要性については、知事の認識、理解は得られているとの答弁をいただきましたが、具体的な行動計画を示していただくことが今後の課題となります。

また、今後の本市として今後やるべき行動計画についてですが、既存の国道6号線沿線の騒音苦情に対する要望の取りまとめの推進や6号バイパス沿線の地権者の整備要望等、市としても具

体的に行動できることはたくさんあると考えます。県に対する対策及び本市の具体的な行動計画について、この2点について、前向きなご答弁をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

ご答弁を申し上げます。

本市区間の状況でございますけれども、既に都市計画決定がされていることから、改めて地域地権者の要望によるものではなく、いかに早く事業化を決定していただき、速やかに工事に着手されるよう事業費を確保していただくことが肝要かと思っております。

事業化決定につきましては、現在、要望活動を行っております3市期成会や県内18自治体の促進協議会において、土浦までの2車線間が完了する見込みである中、現在も慢性的な渋滞を有する本市に入り、1車線となることにより、さらなる渋滞が予測されることなどを前面に出しまして、当市区間の早期事業化の必要性を訴え、中央へ要望してまいりたいと考えますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ご答弁の中で、地元のそういう要望等は必要ないというようなお答えでございましたけれども、昨日も古橋議員から騒音・振動等の公害の指摘や、古橋議員自身も市内清水地区に住居を構え、日々の生活の中で騒音・振動に苦しんでいることなど、身を持って感じたことを訴えておりました。以前から、お住まいの沿線の住民の方々も、この環境の悪さは皆さん一致した見解をお持ちでございます。こうした状況を考えますと、6号バイパス沿線の地域住民の意見を十分に反映させ、具体的な行動計画をして、できることから始めることが必要ではないかなというふうに考えます。

例えば、6号沿線住民の方々も騒音問題を踏まえ、沿線住民とバイパス計画路線の地権者からも、市が積極的にやっぱり整備要望の取りまとめを行うことなどが考えられます。要望と並行して、こうした地道な誠意と熱意を持って取り組む活動を行っていくことが、国・県を動かすことにもつながるものではないかというふうに思います。また、6号沿線には、商業者も多数おりますので、バイパス完成に伴う通過交通の減少に伴う弊害もあると思いますので、バイパス完成後の土地利用等、意向調査等も実施する必要があると思います。

また、事例を挙げれば、笠間市や筑西市を通過する50号バイパス周辺は商業地として大変なにぎわいを見せております。本市を通過するバイパス周辺の土地利用をどのように考えていくのか、戦略的な計画が望まれております。例えば、バイパス沿線の土地利用としては、レストランや量販店の誘致ができれば雇用の面で期待できるほか、税政上でも本市にとって大きなメリットがあると思われれます。

今後の土地利用計画についても、どのようなお考えをお持ちなのか、お伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

別な視点で、大変これまで国道6号バイパスにつきましては、長期間においての早期実現が待たれているというような状況でもございます。

また、それに対して、長期間にわたっていろいろなその各団体等の要望活動が行われてきたというのは、先ほどの矢口議員のご質問のとおりかと思っております。

ご質問であります千代田・石岡インターチェンジまで中貫間の事業化の決定というものにつきましては、先ほど土木部長のご答弁のとおりかと思えます。今後の進展の中で事業化が決定をされ、どういう道路体系になっていくか、また、その接続の路線については、市内のどこが接続の路線かについてというものにつきましては、十分関心を持っているところでもございます。

そういう中で、やはり市の活性化策、土地利用の振興策というものは考えていかなければならない。さらには、その延長線上にどういう市内の土地利用があるかという点も踏まえまして、そこはやっぱり整合性のある振興策というものは考えていかなければならないというふうには思っております。その際にはやはり議会にもよく説明をしながら、そういう対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

その周辺のそういう土地利用というのは、非常に重要な部分であると思えます。やはりそういうことを前もって市のほうが積極的に取り組むことがやはり事業化に向けてもやっぱり国・県を動かす、さっきもちょっと言いましたけれども、熱意とか誠意というものがやっぱり大事なのではないかなと。ただ、上から落ちてくるものを待っているというような、私はそういう時代ではないと、もちろんこの計画、まちづくりにしても、やはり市が積極的に関与していくことが私は肝要ではないかなというふうに思います。

特に、この6号バイパスの地形からしますと、山あり谷ありという広大な沿線に広大な土地が広がっているという状況ではございませんが、ある程度のその路線というものはもう発表されておりますから、やはりその辺をまちづくりの中でしっかりと計画を立てて、また、あそこには都市計画道路の中佐谷線も入ってきておりますので、あの辺の交差する地域にも、例えば道の駅、よく話があるように道の駅等を設置するというのも地域振興には大事なことはないかなというふうに思いますので、その辺の取り組み、考え方というものをもう一度お話しただければというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

その土地利用のあり方につきましては、総合計画の中での、例えば具体的に事業構想の中で示すか、あるいは別な地区計画等を持ちながら、その振興策と土地利用策というものを計画をするかと、その2案があるかと思えます。

そういうことも含めて、課題として取り上げさせていただきながら、前向きに検討をさせてい

ただければなというふうに思うところでございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

市長の任期中にもう一步踏み込んで、この6号バイパスが進展することを期待したいと思いますので、市長のご見解をちょっといただけますか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

矢口議員ご指摘の6号バイパス、この千代田バイパスの事業化に向けましては、大変我々市にとっても重要な課題だというふうに認識をしております。

先ほどお話しさせていただきましたように、県全体としましても、茨城県にとってはこの6号線はまさしく大動脈でありまして、その新たな期成同盟も発足いたしまして、そういう中で、地区には4つほどの、例えば日立とか、それから石岡、土浦、牛久と、個別の期成同盟会がありますが、そういったものが一緒になってやる形になります。

そういう中で、これまでは都市を中心とした恐らくバイパスというような形で、そこが優先されてきたようではありますが、今後は、この地区においても大変渋滞が深刻化しておりますので、また、政治的な要望が大事だという認識の中で、ついこの前も東京に行った際には、地元の関係者の代議士ともお会いしまして要望をしてきたところでございまして、そういった形をつくりながら、機運をつくっていききたいというふうに考えておりますので、ご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございました。

次に、②県道の整備要望の手順及び本市のあるべき計画と地域要望の取り組み方法について、再質問いたします。

質問の、地域の要望をどのような方法で意見を酌み取り、県道要望の優先順位を決定しているのでしょうか。質問に答えてもらっていないので、再度答弁をお願いします。

本市のあるべき計画と地域要望の酌み取り方法については、市道のみならず、県道の整備要望の優先順位を決めるためには、児童・生徒、高齢者、障害者などの歩行者の安全確保や自動車の交通量等を勘案し、本市の地域全体の交通体系を踏まえた道路計画ができていなければ、県道の整備要望の優先順位を決めることはできないのではないかとこの質問です。要するに、言い方を変えれば、市域全体の交通体系を踏まえた道路計画はできているのか、できていなければ作成の必要性があるのではとの質問でありますので、このことを踏まえご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

市域全体の交通体系を踏まえた道路計画はございませんが、主要な広域幹線道路となる県道を補完し、市内の道路ネットワークの骨格、市内拠点間の連携強化を図るという基本的な考え方に基づき、道路整備を推進しているところでございます。

県道要望の優先順位の決定でございますけれども、朝夕の交通渋滞が著しい区間や、特に通学路に指定された歩道の未整備区間を最優先課題としてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

次に、③の道路台帳の見直しについて再質問いたします。

道路台帳の整備関係については、9月の議会でも一般質問の中で取り上げて、道路台帳の見直し、中でも路線の見直しについては、答弁で、土浦市、石岡市が見直しを行っていないとの答弁がありました。私が知る範囲では、幹線道路は通常は1級の路線名称、そして準幹線道路は2級の路線名称が入っているものと認識しております。

9月の時点で疑問を投げかけているにもかかわらず、先進事例の調査研究はこれから行うとの答弁ですが、道路台帳の本来のあるべき姿、市民にわかりやすいサービスを提供する観点から、他市の状況を9月の時点で把握していないばかりか、現在も把握していないということになります。これは、課題に対する勉強不足、怠慢ではないでしょうか。これから幹線・準幹線の路線を名称変更するのに、多額の予算を要するとのことですが、理解できませんので、この2点について答弁をお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

幹線道路は1級の路線名称、そして準幹線道路は2級の路線名称が入っているとの認識でございますけれども、当市の道路台帳の加除修正を行ってございます委託業者は、県内23自治体の道路台帳管理も行ってございます。その業者からの聞きとり調査結果を申し上げますと、土浦市だけが、ご指摘のとおり、都市計画道路について通称名で呼んでいるとのことですが、道路台帳の表記につきましては、霞ヶ浦地区と同様、100番台が1級、200番台が2級となっているというようなことを伺ってございます。

次に、多額の予算を要するとの答弁につきましては、幹線・準幹線の名称変更、さらに、その他の路線6,084路線の大字単位の路線名称変更、路線番号の改編を行った場合の金額でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、次に（2）の1・2級以外のその他の道路名称についての見直しの必要性について、答弁内容が質問に対して一部理解されていないと思われますので、再質問させていただきます。

1・2級道路以外のその他の道路の路線番号のつけ方ですが、路線番号がどの地域なのか全く

見当がつかない状況であります。わかりやすく、かつ恒久的に路線番号を変えなくても済むという観点から、大字単位で路線を指定しているところが多いのではないかと。また、全国的な他市の状況はどのような指定をしているのかとの質問に対し、数字を使用しているところが多いとの答弁ですが、私が質問しているのは、大字単位での区割りを提起しているのであって、質問に対する答弁になっていないので、再度答弁を願います。

また、現在の道路台帳、特に1・2級の路線名称を見直す必要性についての認識について、あわせて答弁いただきます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

大字単位で路線を指定というご質問でございますけれども、先ほどの答弁と重複をいたしますが、やはり土浦市につきましては、地域名、地域によって路線番号をつけているというような報告は受けてございます。

また、1・2級路線名称を見直す必要性の認識でございますけれども、今後検討してまいりたいと考えますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時00分

---

再 開 午前11時10分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、その道路の番号のお話ですけれども、先ほどご答弁で市道7034号とか、市道8459号線とかというご答弁をいただきましたけれども、議員の方たちも、さっぱりどこのことかわからないというのが現状であります。例えば、当然、傍聴者の方も先ほどの路線番号を言われてもどこのことかわからない。やはり、もう少しわかりやすい方法をやはり整備したらいいんじゃないかなと。確かに道路台帳ということで整備するのは、大変莫大な費用がかかるということでございますけれども、わかりづらさというのは、これはどなたが見ても一目瞭然わからない。例えば上佐谷の555号線とかというなら、上佐谷だなというふうに具体的にわかりますし、田伏のほうではないことはわかりますから。ですけれども、現在の番号のつけ方だと、本当に全然、皆目見当もつかないという状況でございますので、台帳は台帳として、今のままでいいかもしれないですけれども、やはり路線の呼び名というものをもう少し地域性を持ったわかりやすい呼び名にしていれば、非常に市民の皆さん方も要望するにしても何するにしても、わかりいいのではないかなというふうに思いますので、その辺も十分に検討をしていただきたいというふうに思います。

次に、④です。先ほどご答弁いただきましたけれども、この都市計画道路、神立停車場線の今



後の計画について答弁が漏れていますので、その分、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

神立停車場線の現在の進捗状況につきましては、先日の古橋議員の答弁と重複をいたしますけれども、現在、国への補助要望額に対する採択率が、事業着手後、3年間の平均が約66%と事業の進捗を足どめされている状況でございます。

当初、全体計画では、本年度で用地買収及び補償事業は完了し、あわせて一部工事、道路改良工事に着手している予定でしたが、現時点では、1年のおくれが生じているというふうな認識を持っております。本年度末には用地買収率で全体の約84%、道路延長に換算しますと960メートルの用地が確保をされる見込みとなっております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

それでは、④の千代田大橋から県道牛渡馬場山土浦線への接続計画の具体的実施計画についての第1点目の再質問をさせていただきます。

この計画道路は千代田大橋を含めた都市計画道路の延長線上にある東西を結ぶための大動脈であり、千代田地区と霞ヶ浦地区を結ぶ交通体系からの重要性、さらには協同病院の移転計画に伴いアクセス道路としての必要性はさらに高まったものであります。

土浦協同病院へのアクセス道路としての整備の重要性については、坪井市長も認識をされているようですが、この計画道路は本市の交通体系上、また、広域的な幹線道路網からの観点からも、さらなる延長計画の推進の必要性があるということを多くの市民の皆さんを初め、行政、市議会議員の方々の共通認識として共有すべきものであり、市長は実施計画に向けて積極的に行動すべきではないかと考えているものですが、この点について、市長の認識についてご答弁をいただきます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

基本的には矢口議員と全く同感であります。千代田大橋から線路を越えまして、県道宍倉地内への道路整備でありますけれども、当市にとってJRに遮られていることがございまして、東西線が弱い面もございまして。そういう中で、多くの市民の皆さん方がその道路整備については望んでいるのも事実、私も理解をいたしているところでございます。

特に、この線につきまして、今お話がありましたように協同病院の開院、あるいはまた交通渋滞が予想される中でそういった常磐線等が、ある意味では障害になってまいりますから、その辺のクリアを含めた中での整備、そしてまた霞ヶ浦地区の皆さんにとっては千代田インター方面へのアクセスといったそんなことも考えられるわけでありまして、大変重要な路線というふうに私も認識をいたしております。

ちょうど統合して10年になるわけではありますが、当初、特例債の1号の事業にも入っていたわけではありますが、それとコミュニティー関係の施設2つが見直しになりまして、一時話が消えてしまったところがありますけれども、そういった話がまた議員各位からも盛り上がってきている状況も、私も十分に認識をいたしております。

ただ、その整備に当たりましては、ご承知のとおり、石岡地内も入るといってもありますし、また、跨線橋などを含めた相当膨大な費用もかかります。ですから、その辺の手法とか、それから財政的な問題とか、その辺が大きな課題になってきますので、その辺も含めましていろんな角度から研究をさせていただき、検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご指導をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。

この跨線橋に関しましては、先ほど市長のご答弁の内容にありましたように、10年前は合併特例債1号ということでございましたけれども、凍結ということになってしまいましたけれども、そういった中で、今、市長の選挙の公約の中にも災害対応幹線道路の指定をし、常磐線の跨線橋を推進しますというような選挙公約を掲げております。やはり、市長、市長のご答弁の内容を聞くと、何かちょっと他人事のように私はとれるんですけれども、やはりここまで市長が選挙公約にも挙げているんですから、やりますと。とにかく努力、どんなことをしてでも実施するように頑張りますというような、そういう決意を私は聞きたいし、また、これは皆さんそうだと思うんですね。

やはり、できないからやると言わないんだというのではなくて、やはりやるというそういう決意の中で事業化に向けていくというのが、やっぱりそういうのが必要なんではないかなというように思います。どうですか。そこまではっきり決意をして、それで、どうやれば、どんな策を講じれば本当かなうかということは、後は執行部のほうでいろいろ検討をして、それから検討をしていただければいいかなというふうにも思いますので、一言市長に決意をいただければというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

そういった強い思いで十分に検討はさせていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

ありがとうございます。よろしく願いをいたしたいと思います。

議会でも、当然、みんなで目標に向かって頑張って、跨線橋がかかるように推進していきたいというふうに思います。

次に、(2)の1・2級・その他の道路の交通体系を踏まえた行政主導型整備計画についての再質問をいたします。

答弁の内容を聞きますと、1・2級指定路線(都市計画道路を含む)新設・改良工事の実績路線数、工事金額が全体の工事の中で少ないと感じますが、市が行政主体となって幹線・準幹線道路の整備を実施している事業が少ないのではないかというふうに感じます。全体に占める割合について答弁を願いますとともに、今後の交通体系全体を考えた道路整備の方針・計画について答弁をいただきたいと思います。

○議長(藤井裕一君)

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長(渡辺泰二君)

全体に占める割合についてでございますけれども、過去10年間の工事請負費合計に占める割合は11%でございます。

次に、今後の交通体系全体を考えた道路整備の方針・計画についてでございますけれども、市民生活に直結した道路の整備は、円滑な交通の処理と交通事故のない安全で安心な道づくりを目的とし、上位計画事業との整合性を図りながら推進をしてまいりたいと考えてございます。

○議長(藤井裕一君)

15番 矢口龍人君。

○15番(矢口龍人君)

それでは、(4)の要望主体の道路整備計画の弊害是正についてですが、道路の整備を行うに当たり、要望をしても、できるのか、できないのか、明確な回答がない。質問に対し、わかりやすく回答をするよう心がけているとのことでございますけれども、現実是不明確との実態が聞こえてきておりますので、優先順位を客観的に決定するための要綱を作成する必要があるのではないのでしょうか。その中で、要望申請に伴うランクづけ、申請順番などを勘案した上で、申請区長等に対し、具体的な回答を心がけていくことが必要だと思いますが、この点について再度質問をいたします。

○議長(藤井裕一君)

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長(渡辺泰二君)

先ほどのご答弁を申し上げた緊急性、効率性などの4項目からなる整備優先順位の判定フローを作成し、評価区分を明確にするとともに、それをもとにわかりやすく具体的な説明、回答をしてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(藤井裕一君)

15番 矢口龍人君。

○15番(矢口龍人君)

その判定フローとかというものは、各行政区長さんにも提供をしてやれますか。答弁をいただきます。

○議長(藤井裕一君)

土木部長 渡辺泰二君。

**○土木部長（渡辺泰二君）**

各行政区からの要望に対しまして、担当職員が現地の調査をするわけですが、その中にいろいろな緊急性があるとか、今まで事故が発生している状況とか、評価区分を3段階に分けて、評価区分が一番高いものは何年度以内に工事を実施すると。さらに、中間に判定したものについては何年以内と、そういうような事業を何年度以内に進めるというようなことを一つ一つチェックリストに基づいて、現地の判定をするというような内容でございます。

さらに、ただ、当然社会情勢とか、財政とかいろいろな状況を踏まえた形で、当然見直しをしながら優先順位を決定をしていきたいというような考えは持っております。

**○議長（藤井裕一君）**

15番 矢口龍人君。

**○15番（矢口龍人君）**

要綱的なものかなというふうに思いますけれども、ただ、それをきちっと行政区長さんに伝える、その土木の担当だけのものとしておくのではなくて、やはりこういう審査の中で何番目になるんだよとかという、そういう説明をきちっとやっぱりしてあげないと、ただ事務局のほうでだけ納得していて、後送りするというようなことになると、それこそやっぱり市民の人たちは何でやってくれないんだと、何でこんなに要望をしているのに順番が後なんだというふうなことになってしまいますので、きちっと、やはりその辺の審査基準というものを明らかにして、だから、何年後になりますとか、何番目になりますという、そういうふうな答えを出していただければ、もっともっと皆さん納得して順番を待っていただけるのではないかなというふうに思いますので、ただ無視するのではなくて、きちっとやっぱりその辺を整備して、区長さんとも要望に対しては答えを出していただきたいというふうに思います。これは要望をさせていただきます。

次に、⑤交通体系を踏まえた道路整備と総合的管理計画における現状と課題並びに課題解決の方向性についてを再質問させていただきます。

公共施設等マネジメント計画の54ページに記載されている内容は、かすみがうら市独自の内容は全く見当たりません。加えて、具体的な記載もありません。どこの自治体にも当てはまる抽象的な内容となっており、分析が全くされていないこと、要するに本市としての方針、考えが全くといって示されていない内容となっております。いわゆるコンサル丸投げの内容となっていることがうかがえます。

本市としての今後の計画書の策定に対し、本市の現状を十分に精査し、課題となる具体的項目を整理し、今後、優先的にインフラ整備を行うためのガイドラインとなるよう、関係各課の協議・検討を行うなど、積極的なかわり方が必要と考えますが、今後の計画書の進め方について再度答弁を願います。

また、インフラ施設の中で、特に道路橋梁に関しまして、具体的な長寿命化計画等があれば、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

**○議長（藤井裕一君）**

土木部長 渡辺泰二君。

**○土木部長（渡辺泰二君）**

まず、道路についてご説明を申し上げます。

道路につきましては、幹線道路につきましては既に路面の性状調査を実施してございます。現在、補助事業を活用しまして、1級幹線道路の舗装・補修工事を実施している状況でございます。

現在、本年度につきましては、千代田庁舎前の1級市道1号線、さらには、わかぐり運動公園前の1級市道6号線、さらには、来年度の要望といたしましては、土浦千代田工業団地までの1級市道13号線を引き続き要望を実施し、舗装の補修工事を実施したいというふうに考えてございます。

さらに、橋梁につきましては、地域道路網の安全性、信頼性の確保及び従来の事後保全型管理から予防保全型管理に政策を転換し、修繕コストの縮減を図ることを目的に、市が管理する165の橋につきましては、橋梁長寿命化修繕計画を作成してございます。

今後の方向性につきましては、その点検結果を踏まえた損傷データの評価において、常磐自動車道にかかる11の橋を最優先に、平成33年度までに国庫補助事業により修繕工事を実施をするというような内容でございます。本年度、その常磐高速自動車道にかかる松延橋、さらには、下志筑橋の設計に着手をしてございます。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ただいま土木部長から実行計画についてのご説明がありました。この施設総合管理計画について、私のほうからお答えをいたします。

市長から答弁がありましたとおり、本市の公共施設等マネジメント計画、この基本計画につきましては、総務省からの要請に基づく公共施設等総合管理計画として策定をしております。

この本計画は職員の手づくりでございますけれども、その基礎といたしました公共施設の効果的利用と適正な維持管理計画に関する調査研究につきましては、一般財団法人地方自治研究機構との共同研究でございました。

この公共施設等マネジメント計画につきましては、公共施設のほか、インフラ施設などの総合的、計画的な管理に関する基本的な方針と施設の類型ごとの管理、これに関する基本的な方向性をまとめたもので、いわば総論に当たるものとなっております。

本年度以降、実行計画として各論を策定していくこととなりますので、基本計画における基本方針と取り決め方針を踏まえ整理をしたものが、議員からご指摘ありました方向性という部分でございます。ここにその具体的な計画が入っていないというのは、ただいま申し上げましたような理由でございます。この基本方針と取り決め方針を踏まえ、ただいま道路橋梁について土木部長からご説明がありましたように、個別の実行計画が策定をされていくという予定となっております。

この基本計画の所管課といたしましても、議員ご指摘のように、進行管理に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

今、総務部長からご答弁いただきましたが、個別に実施計画を作成していくということで、じゃ、公共施設等マネジメント計画は今の提示されたもので、それ以外に、その内容に対しての個別の実施計画は別に作成するというので、先ほど土木部長のほうからもご答弁があったように、この橋梁関係の補修等の計画、これはもう計画として作成されているものなんですか。答弁いただけますか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

先ほどご答弁を申し上げました橋梁長寿命化修繕計画につきましては、もう決定をされている内容でございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

高速道路、常磐自動車道にかかる11橋というふうなことで、32年までということでございますけれども、これ、国補事業ということですが、補助率はどのぐらいで、金額的に幾らぐらいかかる工事なんですか。教えていただけますか。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

先ほども申し上げましたように、現在、設計を実施している段階でございますので、金額等につきましては決定はしてございませんけれども、現在55%の補助を活用してございます。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君。

○15番（矢口龍人君）

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

15番 矢口龍人君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時34分

---

再 開 午前11時36分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

11番 佐藤文雄君。

[11番 佐藤文雄君登壇]

○11番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄でございます。

今定例議会から一般質問の時間を30分短縮して、90分にしました。私はこのような議員の発言時間を制限する諮問をいたした藤井議長に怒りを持って抗議したいと思います。

それとともに、それに迎合して決定を下した議会運営委員会にも異議を申し立てたい。加えて、この決定が発言通告をした翌日であることは承服しがたいものであります。市民の負託を受け、要求実現のため、本議会で一般質問をする議員の発言時間を制限することはあってはならないこととあります。かすみがうら市議会のあり方が問われています。改めて、以前の時間に戻すことを求めます。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。

#### 1、歴史認識について。

かすみがうら市広報10月号「戦後70年、今ある平和について考えてみませんか」の特集記事にかかわって、市長及び教育長の歴史認識について見解を求めます。

この特集記事の中に「（第二次世界大戦）開戦とともに東南アジア諸国に進攻した日本は、欧米の支配下に置かれていた国々の独立を援助しながら連合軍を撃退していきました。日本国の存続のために我々の先祖は戦争を行いました。」と書かれてあります。この記事を読む限りでは、過去の日本の戦争は、侵略ではなく東南アジア諸国を開放した戦争であり、自存自衛のためのやむを得なかった戦争だったと解されますが、私は、この記述は日本軍国主義による侵略戦争であったアジア・太平洋戦争を美化し歴史を偽るものだと考えます。このような記述をなぜ広報に掲載したのですか。その理由も含めて、市長及び教育長の歴史認識について答弁を求めます。

#### 2、広域ごみ処理施設建設について。

問1、国のごみ処理広域化の必要性の問題について伺います。

国（厚労省）は、1997年5月、都道府県に通知を出し、政策として広域化を進めるとしました。このごみ処理広域化推進の根拠として、①ダイオキシン類対策、②焼却残渣の高度処理対策、③マテリアルリサイクルの推進、④サーマルリサイクルの推進、⑤最終処分場の確保と対策、⑥公共事業のコスト削減などを挙げ、焼却施設については焼却能力日量300トン以上、少なくとも100トン以上という方向を打ち出しました。これが国の補助金行政と相まって大型焼却炉建設に拍車がかかる要因となっています。しかし、これらは、全てごみ焼却先にありきであり、ごみの減量化・資源化に反するだけではなく、自治体を大型焼却炉建設へと誘導するものだと考えますが、答弁を求めます。

問2、当市の一般廃棄物処理基本計画と霞台厚生施設組合の一般廃棄物処理施設整備基本構想（中間報告）との整合性の問題について伺います。

当市の一般廃棄物処理基本計画では、ごみ排出量を平成41年度まで10%削減するとしていますが、霞台厚生施設組合の一般廃棄物処理整備基本構想（中間報告）では、同排出量を平成40年度20%削減するとなっており、整合性がありません。

また、資源化率については、当市は平成41年度までに23%を目指すとなっていますが、同中間報告では、平成40年度までに26%に増加するとなっており、これも整合性がありません。

プラスチック製の容器包装について、当市は発生抑制・資源化を図るとしていますが、同中間報告では、石岡では可燃ごみに区分する計画のため、分別収集を継続するか、可燃ごみに含めるか検討が必要であるとあります。このことは、霞台厚生施設組合の基本構想としてはごみ発電を

前提にプラスチックを可燃ごみへと誘導していると思いますが、いかがでしょうか。

以上3点、答弁を求めます。

問3、新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の二重行政について伺います。

(1) 市長は新治広域を維持することは、結果としては、かすみがうら市単独で維持することになる、ランニングコストの面からも大変高くつくと思っております。現存の環境クリーンセンターの維持管理について、その裏づけとなる数値的根拠を具体的に明らかにしていただきたい。加えて、焼却炉の延命化を検討しなかったのはなぜでしょうか。

(2) 新治地方広域事務組合の3市間、いわゆるかすみがうら市と石岡と土浦、この3市間ですが、この協定は平成31年度までとなっておりますが、霞台厚生施設組合のスケジュールでは、新たな広域ごみ処理施設の供用開始は平成34年以降といえます。その間の環境クリーンセンターの運営はどうなるのでしょうか。

(3) 霞台厚生施設組合によって、新たなごみ焼却施設が建設されれば当組合の焼却施設は廃炉となりますが、その具体的な解体費用の積算はいつ実施するのでしょうか。また、組合解散となれば全ての財産を処分しなければなりません、その検討はいつ行うのでしょうか。

以上、答弁を求めます。

問4、市民の周知・意見の集約について、改めて伺います。

霞台厚生施設組合主催による一般廃棄物処理施設整備基本計画（中間報告）の説明会は、本市では11月4日に開催されましたが、一般市民の参加者は極めて少なかったと思います。この中間報告を出す前に、組合はアンケートを実施していますが、7月末に無作為抽出の3,000人を対象に実施された約900人で、回収率が約30%とのことでした。

しかし、アンケートには、広域ごみ処理施設建設が前提になっており、公正さを欠きます。大きな問題があるものであります。これをもって、ごみ処理広域化について、おおむね理解されたと判断するのは早計だと考えます。新治地方広域事務組合の環境クリーンセンターの延命化による利活用も含めた本市独自のアンケート調査を改めて全市民を対象に実施する考えがないか、市長の答弁を求めます。

大きな3、国民健康保険について。

問①、国民健康保険の都道府県単位化について、再度伺います。

約3500万人が加入する国民健康保険制度の大改編などを柱にした医療保険制度改革関連一括法は、新たな負担増や安全性が不確かな医療の拡大の危険などが浮き彫りになりました。いつでもどこでも誰もが安心して医療にかかれる国民皆保険を揺るがす危険は明らかです。

この改正法は、制度発足以来の大改革といって国保の財政運営を市町村から都道府県に移すこと目玉にしておりますが、都道府県単位化は、市町村が独自に決めていた保険税を平準化させることなどを通じて、住民に保険税の負担増や徴収強化をもたらす仕組みになっております。都道府県に医療費抑制を強引に進める計画をつくらせ、司令塔の役割を担わせようとしております。国保の都道府県化によって、高過ぎる国保税は改善されるのでしょうか。答弁を求めます。

問②、国保税の引き下げについて伺います。

国民健康保険制度について、1938年戦前の国保法の第1条では、相互扶助の精神と書いてありますが、それが1958年の全面改正で「社会保障並びに国民保健の向上に寄与する」とされました。



つまり、この制度は、単なる相互扶助ではなく社会保障であり、そのために国が財政責任を果たすという趣旨だと考えますが、まず市長の基本的な認識を伺います。

当市の保険税は所得250万、自営業4人家族、40代の夫婦、子ども2人の場合、40万3100円ありますが、所得の16.1%にもなります。当市の国保税水準は高過ぎるという認識はございますか。

私は、今年度から各市町村の国保会計に投入された1700億円で保険税の引き下げを求めました。しかし、保険給付費の増額分が見込まれるとして、一般会計繰り入れの縮小を今後の備えに充てて保険税の引き下げをしませんでした。この措置は来年度も継続して実施されます。ぜひ、高過ぎる国保税を改善する財源として活用することを求めます。

加えて、当市の均等割は県内でも高く、家族が多いほど負担が多くなっております。単純に子どもが3人だと、今言った4万程度が43万3100円、4人だと46万3100円です。国保加入者世帯での子育ては難しいということになるのではないのでしょうか。

そこで提案ですが、子育て世帯への子どもへの均等割を軽減することができないか、以上3点について、市長の答弁を求めます。

問③、短期被保険者証の発行について、改めて伺います。

当市は、国保税滞納者に対して期間の短い被保険者証を発行しておりますが、まず、その現況について報告を願います。

国保加入者にとっては命とも言える国保税は欠かせないものですが、当市では新年度に向けて保険証を郵送はしておりますが、しかし、短期被保険者証については、郵送後の期限切れとなった保険証の取り扱いをどのようにしておりますか。無保険状態の方は現在どれだけいるのでしょうか。答弁を求めます。

4、子育て支援について。

問①、中学校卒業までの子どもの医療費完全無料化へ、所得制限の撤廃について伺います。

この質問は何回も取り上げておりますが、なかなかよい回答がありません。現在、所得制限の対象となっている方はどれだけいるのでしょうか。「かすみがうら市人口ビジョン（案）」にも経済的支援などの充実を図り、出生率の向上を目指すとしております。完全無料化には3500万円が必要ということですが、子育て支援として思い切って踏み込むべきではないのでしょうか。市長の答弁を求めます。

5、自衛官募集について、お伺いします。

18歳の名簿提出について市長の見解を伺います。

本年6月5日に自衛隊茨城地方協力本部長は、18歳の男子及び女子の自衛官募集対象者を紙媒体で提供するよう、市町村長に依頼しました。6月22日には県市町村課が、自衛官募集事務主管課長会議を開いて説明をしております。法的根拠は自衛隊法97条、施行令120条としておりますが、市町村に提出を求めることができる資料は統計資料であり、個人情報ではありません。住民基本台帳法は、外部提供を原則禁止しております。個人情報保護法に基づき、名簿作成や住民台帳の転記はやめるべきと考えますが、市長の見解を求めます。

6、水道事業について。

茨城県の水道料金が首都圏で一番高い元凶は、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業の無駄な水源開発

にあります。これらの水源開発を続ける限り、水道料金の値上げは避けられません。

問①、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業について、当市の水道事業計画にかかわって伺います。

最高裁判所第一小法廷は、本年9月10日付で八ッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟に対する決定を下しました。決定は、上告申し立てに対して「上告を棄却する」、上告受理の申し立てに対しては「上告審として受理しない」という不当きわまりないものであります。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会及び弁護士は、「嚴重に抗議する」と声明を発表いたしました。私は、原告の1人としてこれまで裁判にかかわってまいりましたが、余りにもお粗末な判決に驚いております。人口減少の中、利水面での必要性は全くありません。治水面でも鬼怒川の堤防決壊に見られるように、洪水時の雨の降り方はさまざまであり、上流にあるダムでは洪水調整をしても、中下流域では降雨が卓越すれば中下流域は氾濫の危険にさらされることとなります。ダムでは、流域住民の安全を守ることはできないということでもあります。霞ヶ浦導水事業も目的は失われております。これ以上の無駄な水開発は不要だと考えますが、市長の答弁を求めます。

また、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業ができたとして、その水を使い切れるのでしょうか。当市の水道事業の計画ではどのようになっているのか、地下水の利活用も含めて答弁を求めます。

問②、水道料金の引き下げについて伺います。

今定例会に水道料金の引き下げ条例が提案されました。引き下げることについては評価いたしますが、余りに引き下げ幅が少ないと考えます。せめて、土浦市並みの水道料金に引き下げるべきだと考えますが、それにはどれぐらいの財源が必要となりますか。答弁を求めます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

異議なしと認めます。

再開は、午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時55分

---

再 開 午後 1時30分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議員に申し上げます。自席のほうにお戻りください。

先ほど、佐藤議員から議長が定めた発言時間90分に対する会議規則第57条による異議が申し立てられました。この異議に賛成の方はございませんか。

[賛成者確認]

○議長（藤井裕一君）

先ほど、佐藤文雄議員外から、議長が定めた一般質問の発言時間90分に対する異議が申し立て

られ、所定の賛成者があり、成立をいたしました。

会議規則第57条の規定により、「議長は、必要があると認めるときはあらかじめ発言時間を制限することができる。」とされており、この規定により、議会運営委員会の答申に基づき、発言時間を定めているものであります。

しかしながら、会議規則第57条第2項において、「議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は討論を用いなくて会議に諮って決める。」とされていることから、先ほどの発言に対し、採決をいたします。

先ほど、佐藤文雄議員から申し立てのとおり、一般質問の発言時間を90分から120分に変更することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

#### ○議長（藤井裕一君）

起立少数であります。

よって、議長の定めた発言時間の制限90分に対する異議は否決されました。

議事を進行いたします。

佐藤議員は席にお戻りください。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

#### ○市長（坪井 透君）

佐藤議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、広報の特集記事にかかわる戦争歴史認識についてお答えをいたします。

我が国の太平洋戦争における国際法上の侵攻、侵略の定義については、我々、さまざまな議論が行われているところであると認識をいたしております。

本年がちょうど戦後70年の節目に当たるため、過去の戦争の史実を風化させることなく、次の世代に語り継いでいくことが私たちに課せられた重要な使命であると思い、今回の広報誌の掲載にした次第でございます。

また、11月9日に挙行いたしました市の戦没者追悼式においても述べさせていただきましたが、改めて大戦でお亡くなりになられた全ての御霊に対し、謹んで哀悼の意を表する次第であります。

次に、2点目、1番、国のごみ処理広域化の必要性について、4番、市民の周知・意見の集約について、あわせてお答えをいたします。

ごみ処理の広域化については、国と都道府県、市町村が一丸となって再編、統合の広域化を推進する中、茨城県では、国の通知を受け「茨城県ごみ処理広域化計画」、「茨城県におけるごみ処理指針」を策定し、最終的には「第3次茨城県ごみ焼却処理広域化計画」において県内10ブロックとする案が示されたところでございます。

ごみ処理広域化のメリットにつきましては、今後多くの自治体において焼却施設の更新が見込まれる中、多額の施設建設費の財源確保をする点でも、また、建設・維持管理のスケールメリット、環境面など、さまざまな面で住民サービスの向上、さらにはごみ処理体制の基盤強化が期待されるというように考えているところであります。

私は、昨年7月にかすみがうら市長に就任をし、このような状況を踏まえ、3市1町による枠組みにおいて十分に議論を行っていく必要があることから、さまざまな状況を見据えまして時期を逸することなく対応をしてきたところでございます。

今後とも、構成市町との意見の調整、あるいは住民の皆様に対する情報の公開というものはもちろん、広域化を実現するためには必要なことであるということを十分に承知しているところでありますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

次に、2番、一般廃棄物処理基本計画と一般廃棄物処理施設整備基本構想との整合性の問題点について、3番、新治地方広域事務組合と霞台厚生施設組合の二重行政については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目、1番、国民健康保険の都道府県単位化についてお答えをいたします。

都道府県単位化になると、県は県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの事業納付金の決定及び標準保険料の設定、保険給付に要する費用の支払いを行います。

国保税の決定に際して重要となります事業納付金は、市町村ごとの医療費の水準、所得の水準、年齢構成、保険者数等を考慮することとされており、その詳細は、茨城県、県国保連合会、市町村による連携会議内に設置をいたします国保事業費納付金算定検討部会、標準保険料率等算定検討部会において検討され、連携会議に諮られます。

このようなことから、今後事業納付金等が示された段階で、現在の国保税率を勘案して本市の国保税率を決定していきたいと思っております。

次に、2番、国保税の引き下げについてお答えをいたします。

まず、制度の基本的な認識でございますが、社会保障制度の中核として重要な役割を担う健康保険は、疾病、負傷等の困窮の原因の発生に備え、経済的保障を講じるものであり、その負担、いわゆる保険料は加入者の能力に応じて支払い、給付は拠出した負担とは必ずしも対応しないことから、社会的な相互扶助の精神にのっとり、困窮に陥ることを未然に防止しようとする制度であると認識をいたしております。

また、国保税水準についてですが、シミュレーション世帯で比較をしますと、平均よりやや高い水準となります。しかしながら、応能応益割がそれぞれの市町村により税率、均等割単価が異なることから、おおむね平均的な水準ではないかと考えております。しかし、ご承知のとおり、保険税は医療費の給付総額や納付金などを含め判断すべきものでありますので、一概に水準が高いとは判断しかねるところでございます。

次に、前回3回定例会でご質問にお答えしておりますが、国の保険者支援金を活用した保険税の引き下げについては、平成27年度保険者支援申請額、8月本算定時の被保険者数をもとにシミュレーションいたしますと、1人当たり約2,500円の影響額、いわゆる減額できる額となります。

しかし、前回定例会で答弁しておりますが、平成26年度の保険給付費の決算額と平成25年度の保険給付費の決算額で比較をいたしますと、前年対比で3.3%の伸びとなり、被保険者1人当たり約8,300円の増となっております。一般会計から赤字分を繰り入れしている状況でありますので、現段階で保険税を下げる方向での見直しは難しいというふうに考えております。

また、ご質問の被保険者均等割のうち、子ども均等割だけ引き下げることはできないかということでございますが、応益という観点から課税の公平性にかかわる問題でありますので、難しい

ものと考えております。

次に、3番、短期被保険証の発行については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

次に、4点目、子育て支援についてお答えをいたします。

所得制限によります医療福祉費の非該当となっている方は、8月末現在で、980名ほどいらっしゃいます。これら非該当者を含めた中学校卒業生までの医療費の完全無料化については、平成27年第2回定例会において、約3500万円の給付費の増加が予想できるとお答えをいたしております。

平成26年10月から県の医療福祉費制度が改正をされ、補助対象が拡大されたため、その影響額を反映しました5カ月分の医療費をもとに試算をいたしますと、約3,300円の給付費の増加と予想をいたしております。県補助拡大によりまして、前回より200万円の減額の試算となりましたが、本市においては財政の健全化を進めている中、本市単独での完全無料化は難しいというふうに考えております。

そのため、今後も高校生世代までの医療費補助と所得制限を撤廃した県の医療福祉費制度に改正するよう、県補助実現に向けまして、継続して要望を続けていきたいというふうに考えております。

次に、5点目、自衛官募集についてお答えをいたします。

都道府県及び市町村が、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を実施することについては、自衛隊法第97条第1項に基づく法定受託事務となっているところです。

本市におきましても、自衛隊茨城地方協力本部長からの依頼に基づきまして、適齢者情報の提供を行っているところであり、法的には問題はないものと考えているところです。

なお、議員ご指摘のとおり、適齢者情報については個人情報に当たることから、個人情報を外部提供するに当たっては、提供した情報が適切に取り扱われるための必要な措置として、市個人情報保護条例及び個人情報保護条例施行規則の規定によりまして、秘密保持及び第三者への情報提供の禁止、目的外使用の禁止、複写・複製の禁止、さらには提供した情報の紛失や盗難がないよう適切に管理をし、紛失や盗難があった場合は直ちに本市に報告することを求めているところでございます。ご理解賜りますようお願いをいたします。

次の6点目、水道事業につきましては、上下水道部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

先ほどの答弁の中で、子育て支援につきまして、県の医療福祉費制度が改正されました。補助対象が拡大されたため、その影響額に反映した額として3,300円というふうに申し上げましたが、3300万円の間違いでございますので、訂正させていただきます。失礼をいたしました。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

1点目、1番、教育長の歴史認識についてのご質問にお答えいたします。

戦後70年を迎え、戦争を実際に体験してきた方々が少なくなってきた現在、戦争の悲惨さや平和の大切さを知ることは大変重要なことであると認識しているところです。

学校現場におきましても、戦争に関する事実を正確に伝えることは、教育的観点からも適正に行わなければならないものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、2点目、2番、当市の一般廃棄物処理計画と霞台厚生施設組合の一般廃棄物処理施設整備基本構想（中間報告検討資料）との整合性と問題点を問う、にお答えいたします。

霞台厚生施設組合で作成した一般廃棄物処理施設整備基本構想（中間報告）につきましては、3市1町それぞれの構成市の一般廃棄物処理計画の整合性を確保することを基本とし、策定されたものです。

策定に当たりましては、既存3施設を1施設に集約し、施設規模の算定、分別区分の一元化や収集運搬方法の違いによる環境への影響、施設建設等を想定し、効率性、環境負荷、経済性などの観点から方向性を見出そうとしているものです。

議員ご質問のごみ排出量20%の削減目標ですが、基本構想において24年度の3市1町のごみ排出量6万9340トンと20%削減し、40年度目標値5万5428トンとしているものでございます。

一方、本市の基本計画では、25年度のごみ排出量1万6678トンと41年度1万3256トンとしており、削減率は20.52%となります。

次に、資源化率ですが、本市の計画目標年次の41年度で23%に対し、基本構想では、40年度目標26.1%と、より高い目標が定められております。3市1町の平均は、40年度で見た場合、19.98%となりますが、一番高い目標値を定めている構成市に対応するため、さらに努力目標を加味し設定したものです。

プラスチック製容器包装につきましては、宮嶋議員へお答えした内容と一部重複いたしますがごみ処理の広域化に当たりましては、環境への負荷を含め、リサイクルの経済的な有効性を考慮しながら、分別の統一化を図るため、現在、協議を検討しているところでございます。

続きまして、2点目、3番、新治広域事務組合と霞台厚生組合の二重行政について改めて問う、のご質問にお答えいたします。

前回の9月の答弁と重複いたしますが、新治地方広域事務組合においては、ごみ処理に関して共同処理する事務は、既存する施設の関連する施設の設置、管理及び地域のごみ処理であります。一方、霞台厚生施設組合で共同する事務は、広域化に関する検討事務と広域化施設の建設事務であり、ごみ処理など重複して実施しているわけではありません。

次に、ランニングコストについてのご質問であります。6月定例会において、設楽議員へお答え申し上げました内容と重複いたしますが、新治広域事務組合では、平成25年度決算で全体運

営費が6億3545万9002円で、そのうち当市の分担金は2億5917万8000円、負担割合にいたしまして40.79%、市民1人当たりで換算いたしますと約6,000円でございます。

一方、3市1町によります新広域施設の場合、ひたちなか、東海の事例を参考に、同じく平成25年度決算で、全体の運営費が5億2121万6180円で、当市の負担割合を建設負担割合の22.38%で換算しますと、分担金は1億1664万8181円となり、市民1人当たりで換算いたしますと約2,700円でございます。

現在の新治広域と霞台厚生施設組合を比較いたしますと、スケールメリットによる維持管理費の縮減効果を生かした霞台厚生施設組合のほうが、1人当たり3,300円負担が安くなると試算しております。

また、ごみ処理広域化につきましては、平成9年5月28日付で旧厚生省から各都道府県宛てに出されました通知によりまして計画策定が求められたものでございます。国はこの方針に沿ったごみ処理が普及するような施設整備に対する補助制度といたしまして、交付対象地域の人口、面積要件に下限を設けて推進策としているところでございます。すなわち、下限に乗らなければ国庫補助金が受けられないということで、この経費は非常に大きなスケールメリットと考えております。

次に、焼却炉の延命化の検討についてのご質問ですが、これまでもことしの6月と9月の定例会におきまして宮嶋議員からご質問がございました。重複する答弁となってしまいますがお答えいたします。

現在の環境クリーンセンターを長寿命化した場合の改修費でございますが、費用の積算においては、施設を構成する設備機器、数ある設備機器を一つ一つ性能検査を行いながら、耐用年数を推定し金額を算出していきますので、それ相当の日数と費用がかかってきます。また、費用の見積りに当たっては、構成市のご理解と費用負担が必要不可欠となりますことから、組合においても、また当市においても行っておりません。本市を含めた構成市における現状、ごみ処理の方向性など総合的に判断した結果でございます。

続きまして、平成31年度以降の環境クリーンセンターの運営と解体、財産処分についてお答えいたします。

去る9月の第3回定例会、さらには新治広域事務組合の定例会においてもご質問をいただいております。重複する答弁となってしまいますがお答えいたします。

新治地方広域事務組合の運営については、5月27日に行われた管理者会議において協定期間満了までの組合事務については、現状どおり運営することとし、その後の運営については現時点での新施設の建設スケジュールなど不透明な部分があるため、それに関し、ある程度詳細な説明が可能となった時点において、管理者会議を開催し、協議を行うこととしております。なお、現在、霞台厚生施設組合において、新しいごみ処理施設の基本構想地域計画を策定しているところでございます。

解体につきましても、組合定例会でのご答弁と同じ内容となってしまいますが、現在のところ、解体費用の積算や費用の負担区分につきましては検討をしておりません。解体費用につきましては、協定書におきまして、地域計画等の変化により施設解体等の処分が生じた場合には、施設建設時の全ての市がその経費を負担すると書いております。解体及び財産処分につきましては、あ

る程度詳細な説明が可能となった時点において、管理者会議が開催されていくものと確認しております。

いずれにいたしましても、市民が生活する上で、また企業等が事業活動をする上で、ごみは日常的に必ず発生します。電気、ガス、水道といったいわゆるライフラインと同じく、ごみを処理することは市民生活に欠かせない重要な役割を担っています。

ごみ処理に関しては、市民、企業にも、減量化や再利用等、ご協力をいただく必要がありますが、施設の更新を行い、焼却炉を安定し稼働できる、常に皆様のごみを受け入れられる環境を整えるのは、私たち公共団体の責務と考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

**○市民部長（板垣英明君）**

それでは、3点目、3番、短期被保険者証の発行についてお答えをいたします。

平成27年10月末現在の短期被保険者証交付状況ですが、658世帯、1,290人となっております。そのうち、前年度に未納があり有効期限が6カ月となっているものが279世帯、654人、また、前年度以前にも未納があり有効期限が1カ月となっているものが379世帯、636人となります。

被保険者証の有効期限が切れている方につきましては、4月当初に発行した状況と比較しますと、363世帯、470人の方については、更新の手続がされていないため、資格は有しておりますが有効期限切れの状態となっております。

なお、短期被保険者証については、税の公平・公正の観点からも、必要な措置であると認識しており、県内各自治体においても頭を悩ませながら同じような対応を迫られているところでございます。しかしながら、人道的な見地からも、急病など急を要する場合には、納付状況にかかわらず、随時、被保険者証を発行するなどの対応に努めているところでございます。

今後とも納税相談などを通して、それぞれの状況に合ったきめ細やかな対応を心がけてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

**○議長（藤井裕一君）**

上下水道部長 田崎 清君。

[上下水道部長 田崎 清君登壇]

**○上下水道部長（田崎 清君）**

ご質問の6番、水道事業についての「①八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業について、当市の水道事業計画にかかわって問う。」についてお答えをいたします。

八ッ場ダムにつきましては、千代田地区におけます県西広域水道用水供給事業の水源となるものでございます。このことから県西用水としましては、今後、水利権が確保されるものとなるものでございます。

千代田地区におきましては、水需要が減少傾向にあることに加えまして、東日本大震災を受けまして霞ヶ浦地区からの送水を開始しておりますので、現状の受水契約の継続を考えているところでございます。



霞ヶ浦導水事業につきましては、国において、平成26年8月に本体の検証が終了し、継続の手續が完了しておりますが、現在、国が進める霞ヶ浦導水事業の那珂川取水口工事をめぐり、地元漁協の方々が請求されたものが棄却され、現在、東京高等裁判所に控訴していると聞いております。事業完了の当初の目標年次は、本年度、平成27年度でありますので、今後、見直しが図られるものと考えております。

八ッ場ダム事業、霞ヶ浦導水事業のいずれにつきましても、事業完了後は、減価償却分と水源管理費が水道料金に転嫁されると聞いておりますので、注視しているところでございます。

続きまして、②水道料金の大幅な値下げについて問う。（土浦市並みの水道料金引き下げにはどれぐらいの財源が必要か？）について、お答えをいたします。

本市につきましては、一般用、営業用、団体用それぞれの用途別に基本水量と基本料金を設定した二部料金制を採用しておりますが、土浦市の水道料金体系につきましては、基本水量をゼロ立方メートルとする従量制がとられております。

ご質問のように、一般家庭用水道料金を土浦市並みにした場合についてお答えをいたします。土浦市並みと申しましても、土浦市は使用水量が21立方メートルを超えますと、本市の1立方メートル当たりの上限額270円を超えておりますので、本市の上限額270円に置きかえて試算をさせていただきました。一般家庭用を土浦市並みに引き下げを行った場合、8%の消費税込みで約8000万円の減収を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

まず、歴史認識の問題なんですが、これが、かすみがうら広報10月号、こういう特集記事です。この特集記事に書かれているところが極めて偏った見方をしているということなんですね。さまざまな認識があると言っていますが、さまざまな認識じゃないんですよ。一方的な認識なんですよ、市長。これはどういうふうに思いますか。さまざまな認識じゃないですよ、一方的ですよ、これは。私が言ったように、侵略を進攻と言っている。もしくは自存自衛の戦争だと、やむを得ない戦争だったというような形を言っているんですよ。どういうふうに思いますか。一方的でしょう。さまざまな認識じゃないでしょう。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

認識につきましては、先ほど申し上げましたとおり、さまざまなご意見があるわけですが、今回の記事につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、戦争の悲惨さと、それから平和の大切さ、そういったものをこの70年を機に記事として出したものでありまして、一方的なものを思想しすぎるとかPRするとか、そういったものでは決してございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いや、今、一方的だと言ったでしょう。だって今、侵略と進攻というのはさまざまな認識があるというのに、ここには進攻ですよ、一方的じゃないですか。ましてや「このすばらしい日本国が存在していることは全て純粋な気持ちで露と消えた英霊のおかげであることを忘れてはなりません。」なんて言っているんですよ。英霊というのは、これは靖国神社に参拝するというか、そこに祭られている人たちを言うんですよ。これも一方的じゃないですか。だから問題にしているんですよ。

特に、決定的なのは、日本による加害ということが語られていない。中国に対する侵略戦争、朝鮮、台湾に対する植民地支配、これはアジアの人々たちが受けた膨大な被害については何も書いていない。反省も謝罪も述べられていないんですよ。これがやっぱり一番問題だというふうに思います。

それから、この問題で、戦争の認識の問題では、戦後50年に当時の村山首相が談話を発表していますね、村山談話。我が国は遠くない過去の時期、国策を誤り、植民地支配と侵略によってアジア諸国の人たちなどに多大な損害と苦痛を与えたと述べているんですよ。ですから、こういうのが日本の認識になっているわけでしょう。安倍さんだって、これを言いたくなかったけれども、第三章として、自分での言葉じゃない、でも、侵略という言葉が羅列しましたけれども、載せているわけでしょう。市長は、あの戦争を間違った戦争だという認識はあるんですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

戦争の歴史認識につきましては、コメントを差し控えさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

コメントを差し控えるレベルだというふうに認識させていただきたいと思います。

いずれにしても、この史実を正確に伝えるということを言っているわけですよ。これがやっぱり一番大事なわけですよ。正確な事実というのは、もう既に70年前、日本はポツダム宣言を受け入れて敗戦を迎えたわけです。ポツダム宣言は、日本の戦争について、世界征服の挙に出ずる過誤だということだったり、日本の侵略であったことなどを明確に判定しているし、国際的な認識になっているわけですよ。ですから、こういう問題が一方的にこのかすみがうら広報に載せているということが問題なんです。だから、市民の方から抗議にも似た声が、意見が、寄せられたわけです。

そこでちょっと教育長にお尋ねします。

これは郷土資料館となっています。これは学校教育課というか、教育委員会、学校教育課の担当だということになって、なぜこんなのがすらすらとなったのかということなんです。広報の論文に対する批判的な意見も、教育長は何も言っていないんですよ、今の答弁は。意見を述べていないんですよ。ただ、戦争の事実を知らせていきたいということだけでしょう。

今、私は、非常に問題なのは、この教科書採択にかかわることだということなんです。この

ような内容の記事というか、内容は、憲法を敵視して戦争を美化する、いわゆる育鵬社の教科書、これと同じ内容なんです。これ、教科書採択、いわゆる中学校では歴史及び公民ですが、当市は第6採択地区だと思いますが、この社会科の教科書は育鵬社のやつですか。どうですか。どのような結果になっていますか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

当市の学校で扱っている教科書は、東京書籍でございます。小学校、中学校とも同じでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、この育鵬社というのは、今言ったようにアジアの解放だとか、それから自存自衛だとか、あと憲法9条に対してもかなり批判的な形を述べているんですよ。

それで、今おっしゃった採択された東京書籍というのは、日本は東南アジアへの進攻によって、ここには進攻と書いてありますけれども、石油やゴムなどの資源を獲得しようとしたというふうに書いているわけです。これは侵略というふうに認識されると思うんですね。育鵬社とは違ったまともな教科書を採択されたと。

こういう問題は全国で育鵬社の教科書を採択するなという父母の皆さんの運動があるんですよ。こういうことから言えば、この記事は、この採択された教科書とも違うというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまのご質問にお答えします。

学校現場におきましては、あくまでもこの東京書籍に記載されている内容にのっとって教育されておるといことで間違いはございませんので、決して偏った教育がなされているということはありません。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私、それでいいと思いますけれども、ただ、この記事が問題なんです。教科書が育鵬社という問題になったら、これは私もそれをやめるように運動しなきゃいけないと思っていますから、東京書籍でよかったと思いますよ。

ただ、広報に載せたんですよ、これ。これがどういうふうな認識でいたのかというところを私は聞きたいと思うんです。これは市民だけでなく、この広報は子どもたちも見わけですよ。教科書とこの広報が食い違っているじゃないですか。これは誤った認識をそのまま書いたら、子ど

もたち、市民は混乱するんじゃないですか。いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

先ほども述べましたように、学校現場におきましては、戦争の悲惨さ、それから平和の大切さ、このことをしっかりと子どもたちに教育しているという点でいささかのぶれもないと私は確信しております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

では、教育部長のほうですね。これは、責任者は教育部長なのかどうかわかりませんが、私は。ただ、学校教育課として、市民に一方的な記述を押しつけてしまったというこの記事について、このかすみがうら広報に、私は、これ、汚点を残したんじゃないかなと思うぐらいですよ。それから言ったら、せめて訂正記事とか、そういうものをこの広報に載せるべきだと思いますが、どうですか、教育部長。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

私のほうからは郷土資料館で行っている事業について申し上げます。

ご指摘の10月の広報誌でございますが、企画展「語り継ぐ太平洋戦争」、こちらでございます。見開き2ページにわたって紹介をされています。こちらにつきましては、佐藤議員がおっしゃるように、さきの太平洋戦争を美化するとか、あるいは歴史を偽るとかの考えは一切ございません。そういった事業でございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ですから、ここにこういうふうに書いているでしょうと言っているんですよ。だから、市民が読んだ人が、これは何だというふうになっているわけですよ。ですから、ずれていると言っているんですよ。だから、私が言っているのは、これをこのままに放置できないというふうに言っているんですよ。放置したままで、このままでいるということですか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時15分

再 開 午後 2時16分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

広報の訂正のお尋ねがございましたが、広報につきましては、私どものほうで何とも申し上げられませんが、いわゆる事業、特別展の中ではそういった誤解のないような事業の展開をしてみたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

あくまでも訂正はしないという回答だというふうに認識していいんですか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

原稿の訂正というようなことに関しましては、何とも私のほうでは申し上げることにはなりません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

これは堂々めぐりになりますからやめますが、これは一方的な記事になっています。ですから、これがかすみがうらのこの広報としてのレベルになっちゃうんですね。説明がなければ、こういうレベルだということになっちゃうわけです。食い違う。これは、やはり検討していただきたいということを要請したいと思います。

それでは、次に、広域のごみの問題にいきたいと思います。

今、国が焼却炉を建設しろというふうな形になっているのが現実ではないかなと思うんですね。2013年度の日本のごみの総排出量は、4487万トンなんですね。前年度で0.8%減、わずかながら減少していますが、ここ数年、ごみの排出量の減少は停滞しているんです。燃やすごみについても同じことが言えます。そして、リサイクル率についても全然、近年、前進が見られておりません。ですから、このごみが減らない一番大きな原因というのは、大規模な施設の建設や広域処理にこだわり続けている国の方針があるというふうに思うわけです。

今、環境経済部長も言ったように、広域化を進めるという中身で、いわゆる人口5万人以上、面積400平方キロメートル以上の地域というふうな形でやっただと。そうすると、大きく焼却炉をつくらなければいけないというふうになるわけです。10トンとか20トンの小型の炉だったら大きなメーカーでなくてもつくれますし、価格競争ができます。ところが、100トン以上になると、プラントメーカーと言われる鉄鋼とか造船会社のいわゆる談合体質が強いこういう企業が思うままに市場を操れると。これは、私は何回も指摘をしてみました。今回のエイトという委託業者も、全国清掃会議のこの協賛団体だったと。それから、ひたちなか、東海の落札した荏原製作

所ですか、タクマと一緒に入札をしましたね。これも同じ業者だというふうなことから言うと、いわゆる焼却炉メーカーの談合体質は明らかなんですよ。その背景に政官財の癒着構造があるのではないかと疑われて仕方ありません。

経済性が向上するのは焼却炉メーカーだけであって、我が国での大型ごみ処理のメーカーは限られているんです。海外では、一般的に競争入札、国際入札をすると、価格が半分ぐらいになるということが言われております。

この前、私たちは学習会をいたしまして、ごみ弁連の坂本博之先生にお話を聞きましたが、もう福島県内の仮設の焼却炉の建設計画がずらっとありまして、約19カ所、もう大体受注企業が大きな焼却炉メーカーがもう並んでいるんですね。ここには、私が何回も指摘している日立造船が本当にへばりついている。合計で金額を言いますと、3456億円だそうです。このような問題があるということを私は指摘したいと思います。そこで、質問をいたします。

私の最初の質問の20%については、私も勘違いをしておりまして、1人一日当たり10%削減をするというのが、人口も含めて減るから、最終的に20%になるよということですか。まず、それをちょっと確認します。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

計画では1人一日当たりが表示されておりますけれども、全体的な計画では、その10%減と人口の減を合わせて、20%以上になるという計算でございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それから、新治広域の問題と霞台厚生施設組合の二重行政の問題でいろいろと経費の問題が出されました。でも、単独運営についても延命化についても、全く新治広域の中ではやっていないんですよ。具体的な精査をしていないんですよ。それなのに、ああいう設楽議員に報告した内容でいいのかということが問われているわけです。精査をしなかったと言っているでしょう。それで計算はできないですよ。延命化をする、もしくは単独でやる、これが単独の場合どうだったのかということが検討されなければいけないんじゃないですか。

ましてや、解体とか、解体費用とか、財産処分、跡地利用問題が課題となっておりますが、これはもう先送りになっているわけでしょう。でも、31年までは協定によってこのままいくけれども、あとは34年に新しくなる予定になっていますが、このタイムラグ、期間の間の問題についてはそのときになってみないとわからないというふうに言っているわけでしょう。これでは、市民が納得できないんじゃないですか、市長。どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

その数年の違いにつきましては、先ほど部長が答弁しましたように関係自治体で協議をして決めることとなりますけれども、結果としまして新しい施設が稼働するに合わせまして、そこまで

使用をして、それに継続して移行をするという、そういう形になるというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

新しい回答になりましたね。31年までは協定だけれども、平成35年の3月までということになるんですかね。そういうことになると、その間はこのままいきますよという新しい答弁だったのかなと思いますが、そうすると、今、協議をすると言ったけれども、このままいきますよということに理解をしてよろしいですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

あくまで構成市があるものですから、協議は前提となりますけれども、私どもとしては市民の皆さんに迷惑はかけられませんので、新しい施設にきちっと引き継いでいくという形になると思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

私、毎回毎回、このかすみがうら新聞というのをつくって、この中でアンケートを今回やっただんです。この中に建設の是非、それから現有施設の問題についてどうなのかというのが、このパネルです。これは今、皆さんにお示ししているのは、新たな広域ごみ処理の建設計画についてですが、現有施設改修というのが82%、このままで132億でいいよというのが賛成7%です。数字的には266人の回答があったんです。霞ヶ浦地区と千代田地区で若干、千代田地区のほうが多い回答になっていますが、逆に、建設の是非は住民投票で問えということも、賛成が73%、反対が17%。このように、知れば知るほどおかしいと思う方が多いんじゃないかなと思うんです。

実を言うと、私、解体の問題については、新治広域事務組合に聞きましたら、前の古い施設の解体は4000万ぐらいで済んだそうです。ところが、龍ヶ崎地方塵芥組合が、平成13年度から17年度にかけて旧工場の解体工事を行っています。その総額は何と13億3686万円。焼却炉の規模は1日15トンのこれが4基、60トンなんです。こういう規模で13億円もかかっている。これはつまり、ダイオキシン対策、環境保全対策費が極めて大きいと。解体工事費に占める割合が非常に大きいということだと思います。

したがって、新治広域環境クリーンセンター、60トンの2基ですから120トン。これを解体するとなると相当な額となると思うんですね。これは費用に入っていないでしょう。132億円以外の費用なんですね。これは霞台厚生施設組合のクリーンセンターもそうですし、茨城美野里クリーンセンターも同じであります。そういう意味では、重要な問題だと思いますよ。この解体について、このままどんどん進めていいのかということが問われていますが、市長、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

解体の費用等については、まだ精査しておりませんが、いずれ遠かれ、少なくともいつの時代かは改修をしたり、それから解体をしたりするわけですので、それはそれでしっかりと精査をして対応するというのが筋だというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、相当な額だよと言ったでしょう。いわゆる60トンクラスだって、もう13億円以上かかっているわけですから、簡単にこれをよく計算するのに、1日トン当たり、処理能力で逆算すると、1トン当たり幾らだのというふうによく言っていますから、これを逆算すると、解体費用、いわゆる環境面も含めた環境保全も入れた総合的なものについては、トン当たり2000万円なんです。そうすると、建設費が132億円、解体費用が今言ったトン当たり2000万円と見積もって、3施設が合計で351トンだと、これに2000万円をかけると70億円ですよ。これに広域化に伴う諸対策費、この前の中間報告で言いましたよね。収集、戸別収集をやるとか、遠くなるから、それをごみステーション、ごみの運搬の中継所もつくらなければいけないかもしれないとか、これが加わる。さらには、広域化の設備施設整備として伴う関連施設、いわゆる道路等々を含めると相当な額になるわけですよ。

加えて、この時期は東京オリンピックになる時期と重なります。そうすると、今でも資材や人件費が高騰状態であります。これについて、どういうふうに思っていますか。この負担は軽い、軽いと、スケールメリットがあるというふうに言われますか。それとも、今、市民のアンケートを見ると、現有施設を延ばして使ったほうがいいと。私はごみの減量化をどんどんどんどん進める、昨日、宮嶋議員がおっしゃったように、生ごみを堆肥化する、そしてどんどんリサイクルを資源化、ごみを資源化する、そのことによって処分する量が少なければ少ないほど、いわゆる現有施設は長もちするわけですよ。もったいない、こういうことを考える大木町に倣うことも必要になるとは思いますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

いずれにしても、このごみ処理施設につきましては、お金のかかる大きな課題だというふうに考えています。そういう中で、我々は少なくともごみ減量化も進めながら、一面ではごみ減量化だけでは片づきませんので、焼却ということも含めて、こういったスケールメリットを出しながらコストを抑える施設をというようなことで、今回この4市町の加入になったところでございます。

そういった中でも、これからまた検討する内容がたくさんございますが、いずれにしても、市民の皆さんに迷惑かからないような形で施設のほうの整備に向けて努力させていただきたいというふうに考えています。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。10分間の休憩とします。

休 憩 午後 2時34分



再 開 午後 2時44分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

今、フランスのパリで地球温暖化防止のC O P 21が開かれております。人類の生存がかかっていると150カ国首脳が次々と発言しております。

日本の自治体の公的施設のうち、温室効果ガスを一番多く排出しているのは、ごみの焼却施設だと言われています。地球温暖化対策は化石燃料やごみを燃やすことではなく、自然再生エネルギーに転換していくことではないでしょうか。

当市が議員研修として、福岡の大木町「くるるん」という施設を視察をして、ごみの減量化を図って、ごみの資源化を図っているということですので素晴らしい実績を上げているということを宮嶋議員がお話ししておりました。

調べましたら、人口10万人未満の市では、資源化率、リサイクル率、鹿児島県の大崎町が79.2、同じく志布志市が74.9、大木町は2012年度で4番目の62.9、このように資源化をしていく、ごみを燃やさない、こういうふうにしていくということが今求められていると思います。

建てかえや大規模改修はごみ減量推進のいわゆる絶好のチャンスだと、住民の議論を得て大胆なごみ減量の方針、焼却炉等の延命化を決断すれば、ごみ減量や施設運営の縮減によって新たな財源を生み出すことができます。その税金で福祉や教育の充実に充てることができると、私はそういうふうを考えます。市長、どうですか。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ごみ減量化は大事な取り組みだというふうに考えております。ただ、一方では、当然、焼却をしないで全部済むわけではございませんので、しっかりとスケールメリットを出して、一番安い方法でごみを焼却すると、その両方を取り組みながらごみ環境問題に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

相変わらず国言いなりの方針、そして、ごみは燃やさなければだめだという固定観念、こういう固定観念でいいのかということが問われていた今回の一般質問だったかなというふうに思います。

それでは、次に行きたいと思います。

実は、国民健康保険が非常に高い、これもアンケートの中でありまして、国民健康保険税について、引き下げるべきだというのが77%です。

私、子どもが1人、2人、3人、4人とふえると、いわゆる人頭税と言われる、いわゆる均等

割が大きいというふうに言いましたけれども、均等割は平成24年度の医療分と後期高齢者支援分の合計合わせますと、かすみがうら市は3万円なんです。当時は5番目に高いんです。今はどうですか、市民部長。

時間がないから暫時休憩。大丈夫ですか、言えますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

均等割ですが……ちょっと、休憩もらっていいですか。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時49分

---

再 開 午後 2時50分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

今、当市の均等割は3万2000円ですが、今現在で何番目かというのはちょっとつかんでおりません。申しわけありません。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

いずれにしても、24年度では5番目に高いですよ。ですから、平均して高くないなんていうそういう認識では困るんです。

もう一つ、子どもの問題、いわゆる少子化対策の問題で、実を言うと、厚労省の塩崎大臣がペナルティの問題について、子どもの医療費の、このペナルティはなくす方向を打ち出してきたんです。当市はペナルティはどのぐらいありますか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えします。

ペナルティにつきましては、当市は、26年度の実績でいいますと約4000万円ほどになっております。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

それで、所得制限の問題も含めていろいろ言いましたよね。その所得制限を取り払うのに、

3300万円か、今のがペナルティ4000万円だったら、すぐクリアできるんじゃないですか。そうすると、このペナルティがなくなれば、それができると、いわゆる完全無料化ができるという見通しが立ちますが、いかがですか。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

その辺については、今後よく検討させていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

ぜひ、子育て支援ということで、そういう環境が変わりますので、これをぜひ実行していただきたいというふうに思います。

時間があと5分しかありませんので、八ッ場ダムと霞ヶ浦導水、この問題が大きく私はこの水道料金の引き上げにつながっていると何回も話をしました。

この霞ヶ浦のCOD、これが実際に7.5ぐらいになっているんですが、これが5年間で改善されてきているんです。霞ヶ浦導水をやらなくても改善されている。

これについて、上下水道部長、ご認識はありますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

霞ヶ浦の浄化につきましては、ちょっと情報を持ち合わせておりません。議員のおっしゃるとおりなのかなというところがございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

実際に5年間でCODが2.7グラム減ったというふうに言われています。わざわざこの水を那珂川から持ってくれば、逆に那珂川の水が足らなくなるんです。じゃ、どれぐらい、霞ヶ浦に水を入れて希釈できるかというふうに、それを研究した方がいらっしゃるそうですが、今の施設の倍必要だそうです。これでは、無駄遣いもいいところだというふうに思っております。

それと同時に、私が言いたいのが、上下水道部長からのデータもいただきましてつくったやつなんです。これは県の中央用水の事業の受給契約なんです。今現在、この青いのが契約予定の水量です。この茶色っぽい、紫っぽいやつが実際には今の施設見合い、今もうできているやつ。幾らでも供給できますよと。実際には、この水色のやつが契約している実態なんですね。このグラフを見るとわかりますように、かすみがうらは今の契約水量からいうと、かすみがうらは3.19倍も水をもらわなきゃいけなくなると。ひたちなか市なんかひどいもんですね。今、1万トンですが、これ、導水完成したら7万トン、6.34倍ということになるんですね。私は一緒にひたちなか市に行きましたね。ひたちなか市は今、地下水をどういうふうにしていますか。

○議長（藤井裕一君）

上下水道部長 田崎 清君。

○上下水道部長（田崎 清君）

ひたちなか市でございますけれども、ひたちなか市につきましては、県中央用水と自前の河川水並びに地下水を水源にしてございます。ひたちなか市につきましては、東日本大震災を受けまして、地下水を主な水源にしたいというような意向があることを聞いているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君）

導水事業を進めるよりも、今の地下水を生かしていく、これが水行政だというふうに思います。無駄な水開発によって押しつけられた水、そして無駄な公共事業、これをやめなければ水道料金の引き上げに通じます。何としてでもこれをやめさせなきゃいけないと私は思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

11番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時57分

再 開 午後 2時58分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

12番 中根光男君。

[12番 中根光男君登壇]

○12番（中根光男君）

平成27年第4回定例会に当たり、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、救急車の適正利用についてお伺いをいたします。

高齢化や核家族化が進む中で、救急出動件数が年々増加している状況であります。救急搬送された人のうち、半数以上が軽症者という状況でございます。救急本来の目的である救命率向上へ救急車の適正利用のための対策が必要であります。

その上で、救急車を呼ぶべきかどうかの判断基準となる症状を紹介する電子版の救急受診ガイドを市消防局のホームページで公開するとともに、内容も具体的かつ理解のできるよう、さらなる充実が必要であります。

また、救急隊がタブレット端末を利用して病院とリアルタイムに情報を共有する救急情報共有システムの充実も必要であります。

その観点から、①適正利用の広報と周知徹底について、②救急車の利用状況について、③救急情報の共有システムについて、④今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に、イノシシ対策と電気柵の安全利用についてお伺いをいたします。

全国各地で今野生動物の生息数が増大し、農作物の被害は全国で200億円前後に上っており、

当市においても年々増加し、死活問題となっている状況下にあります。厳しい農業経営にさらに追い打ちをかける状況に、具体的な対策を講じなければならないと思います。

また、国は電気柵の使用者に対し、安全な使用管理を呼びかけております。背景には、7月に静岡県西伊豆町で感電事故による死傷者7名が出ました。事故の原因は、住民の自作による安全装置のない電気柵でありました。

農林省の緊急点検では、調査した全国約10万カ所のうち、7,090カ所で安全対策が不十分であるという結果が出ました。周知徹底、指導を継続的に、かつ繰り返し行っていくことで適切な安全対策を徹底していくことが重要であります。

①現在のイノシシ対策実施状況について、②イノシシの捕獲状況について、③電気柵の補助制度について、④電気柵の安全対策についてお伺いをいたします。

次に、地域包括システムについてお伺いをいたします。

埼玉県にある和光市では、高齢者の自立支援への取り組みを市が徹底して行っております。このことを和光市では介護予防前置主義と呼び、2002年に政策基本方針として方針を示しており、この実現のために、QOL（クオリティ・オブ・ライフ）、生活の質の向上のためのマネジメントの実施と施設を極力建てないという目標を立てまして、日常生活圏域と地域密着型サービスつき高齢者住宅を整備する方針を示しました。

一般に要介護認定を受けた高齢者は、終生、介護サービスを受け続けるものと多くの地域では思われ、そのことに対して、行政は滞りなくサービスが提供されている状況をよしとしているわけですが、和光市の行政ではそうではございません。

和光市では、介護予防前置主義に基づき、要介護認定の申請時に、申請者の体、精神的な状況を詳細にアセスメントし、この内容を分析し、改善の可能性を多職が集まる会議、いわゆる地域ケア会議で詳細に議論し、これを経て、さらに期間的自立支援というサービス提供期間を限定し、その期間内での改善目標を立て、それに向かって自立支援サービスを提供するという仕組みになっております。

この結果であります、要支援から自立に改善する割合は、2007年度には64%、12年度は40%という驚異的な数値が示され、自立された高齢者の方々には卒業式が実施され、新たに自立に向けたプログラムへの移行を促すという仕組みが機能しております。

この結果、和光市の要介護・要支援認定率は9.4%であり、これは同年の全国平均18.2%の半分程度となっている状況でございます。

当市といたしまして、①高齢者の自立支援の取り組み状況について、②今後の具体的な支援策についてお伺いをいたします。

次に、若者の選挙投票率向上についてお伺いをいたします。

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。若者の政治意識を高めるための施策が重要になってまいります。特に、主権者教育の認識がかなめとなり、正しい判断力を養う場も提供しなければなりません。

その観点から、①選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた政治意識を高めるための取り組みと周知徹底についてお伺いいたします。

次に、河川の整備についてお伺いをいたします。

一級河川については、地域整備及び流入河川の整備などにより排水量の増加や短時間の集中化傾向が見られ、排水能力が低下しているところがございます。このため、地域の安全性の確保や生活環境の向上を目指したきめ細かな整備が必要になってまいります。また、準用河川については、水田の圃場整備事業の関連や市街化区域の流末として整備をしなければなりません。引き続き、地域環境の変化に対応した改修や生活環境衛生の確保を目指した整備が必要であります。

また、筑波山系の水郷筑波国定公園の一角を占めております雪入山成沢地区は、県の砂防指定地域に指定されており、急傾斜地の崩壊や大雨による土砂の流出により河川の増水が予想され、部分的に危険性があるため、未然防止対策も必要になってまいります。

①河川の整備計画について、②危険箇所の調査についてお伺いをいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

中根議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目、救急車の適正利用についてお答えいたします。

かすみがうら市が単独で消防本部の運用を開始した平成18年中の救急車出動件数は1,656件であり、昨年の救急車件数は1,789件で、比較をいたしますと134件の増加、率では8%の伸びとなっているところでございます。

このように、年々と増加をする救急車件数の対応といたしまして、適正利用が重要な課題となっているところでございます。

詳細につきましては、消防長から、次の2点目、イノシシ対策の電気柵の安全利用については、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

次に、3点目、1番、高齢者自立支援の取り組みについてお答えをいたします。

本市の高齢者の自立支援の取り組みの現状につきましては、生活支援と介護予防を目的とした地域支援事業を中核とした事業展開を行っているところでございます。

今後の高齢者の自立支援施策につきましては、団塊の世代が75歳となります2025、平成37年度を目途に今後の地域での医療・介護のあり方として、国が示しました「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでまいります。

この「地域包括ケアシステム」におきましては、中核となるのが、本年4月の改正介護保険法の施行によりまして制度化されました新たな地域支援事業となります。新たな地域支援事業は、国が何よりも鮮明に生活支援と介護予防に局面転換を図った内容となっております。市町村独自の介護サービスや生活支援といった地域の自主性や主体性が求められております。

本市におきましても、平成29年度からの事業実施に向けまして、制度の構築に取り組んでいるところでございます。

事業の詳細及び次の2番、今後の具体的な支援策につきましては保健福祉部長から、4点目、若者の選挙投票率向上については総務部長から、5点目、河川の整備計画については土木部長か

らの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

1点目、救急車の適正利用についての1番、適正利用の広報と周知徹底についてお答えいたします。

平成18年3月、総務省消防庁から「救急需要対策に関する検討会報告書」が示されました。その内容につきましては、直ちに取り組むべき対策として、軽症利用者及び複数回利用者に対して、救急車の適正利用対策がございます。

消防本部といたしましては、迅速な処置を必要としている重症患者等の搬送に支障を来す可能性は大きいものであると考えますので、これまで行ってまいりました救急車の適正利用の普及啓発活動として、市の広報誌や救急講習会、市民が集まる催し物等における広報、救急医療週間でのパンフレットなどの配布等、今後も継続して活動を実施し、1分1秒を争う救急傷病者を迅速に搬送できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、1点目、2番、救急車の利用状況についてお答えいたします。

平成26年中の救急出動件数は1,789件で、1,707名を病院に搬送しております。出動件数は前年に比べまして、件数で30件、搬送人員で85名の増加となっております。

病院に収容した1,707名の傷病者の内訳でございますが、死亡が52名（全体の3%）、重症が149名（8.7%）、中等症が535名（31.3%）、軽症が968名（56.7%）になっております。軽症者の搬送割合が高い状況でございます。

続きまして、1点目、3番、救急情報の共有システムについてお答えいたします。

茨城県においては、一般財団法人茨城県メディカルセンターが行っている救急医療情報コントロール事業がございます。

内容につきましては、県内の医療機関・市町村から情報を収集し、各消防本部に速やかな救急搬送を行えるよう救急医療機関の応需状況を提供されております。

また、県民の方には、電話での案内やインターネットや携帯電話で当番医情報や医療機関の診察状況の情報提供を行っております。現在、事務担当者レベルの会議ですが、平成28年6月から消防指令センターの開設により、救急車に積載された機器に救急医療コントロールを導入し、情報の共有化を図ることができれば、救急搬送時間の短縮になるのではないかと県に要望しております。県担当課からのお話ですと、前向きに見直しをして検討したいと回答を受けているところでございます。

今後、高齢化の進展等により、救急需要はますます増大すると考えることから、現段階では、3次医療機関の受け入れが難しくなるため、救急医療情報システムが充実すれば、1次、2次医療機関に搬送できると考えております。

1点目、4番、今後の取り組みについてお答えいたします。

緊急性のあるけが人や急病人に対する迅速・適確な対応に支障を来すことがあってはなりません。

るので、市民の皆様にご理解をいただくため、市の広報誌やホームページに掲載するほか、さまざまなイベントや救急に関する講習会など、あらゆる機会を利用して広報活動を継続し、救急車の適正利用のさらなる普及に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（藤井裕一君）**

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

**○環境経済部長（根本一良君）**

それでは、2点目、1番、現在のイノシシ対策実施状況、及び同2番、イノシシの捕獲状況については関連がありますので、あわせてお答えをいたします。

イノシシの被害については、雪入地区を中心に被害報告がされており、有害鳥獣捕獲事業を中心とした農作物被害防止対策を実施しております。

イノシシの有害鳥獣捕獲につきましては、年4回の実施を計画しており、ことしにつきましては、既に春・夏の2回実施で、65頭を捕獲しております。また、現在3回目として秋の捕獲活動を12月21日まで実施中で、来年2月には4回目捕獲活動を予定しております。

さらに、狩猟意欲の向上を促すため、かすみがうら市在住の猟友会会員が行う狩猟期間中の狩猟区域でのイノシシ捕獲に対し、報奨金1万2000円を支給する形で、イノシシ個体数の抑制を図る対策を行っております。

続きまして、2点目、3番、電気柵の補助制度についてお答えいたします。

国の鳥獣被害防止総合対策交付金による支援の一つとして、鳥獣による農作物被害防止のための防護柵設置に伴う補助制度でございます。

同補助につきましては、地域ぐるみの被害防止を前提としており、受益戸数が3戸以上であることを基本要件とし、上限単価はありますが、自力施工であれば資材代を定額、それ以外の場合は2分の1以内での交付率となっております。

これについては、今年度、県内複数市で同補助を活用し、防護柵を設置する計画を立案、県を通じて国に補助要望をしておりましたが、結果的に全ての市が不採択となった経過があるなど、確実性のある補助制度とは言いがたい点がございます。

市としては、国の交付金支援の方向性や農作物被害状況に注視しながら、県や地元農協と連携を図り、今後も農作物被害軽減に向けた対策を検討したいと考えています。

最後に、2点目、4番、電気柵の安全策についてお答えいたします。

今年の7月、他県において鳥獣被害防止用電気柵により、7名の方が死傷するという痛ましい事故が起きました。今回の事故原因については、市販品を使用したものではなく、自家製の電気柵であり、感電防止のための適切な処置が講じられていなかった可能性があったと言われております。

当市では事故後、平成22年度鳥獣対策交付金で設置した電気柵（市販品）を対象に安全状況調査を行い、特に問題がなかったことを確認しております。

しかし、個人で購入設置されている方も含め、市内で全ての電気柵を把握することは困難なことから、8月上旬にイノシシ被害地区に対し、電気柵による感電事故の防止を促がすパンフレッ



トを回覧しております。また、両庁舎・千代田公民館に事故防止ポスターを掲示し、あわせて、J A土浦千代田支店にも同ポスターの掲示を依頼しております。

今後についても適宜、事故の防止を促がすよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（藤井裕一君）**

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

**○保健福祉部長（金田克彦君）**

中根議員さんからの3点目、地域包括システムについての2番、今後の具体的な支援策についてのご質問に、あわせて1点目の高齢者の自立支援の取り組み状況もあわせてお答えをいたしたいと思います。

先ほどの市長答弁と一部重複する内容もございますので、ご了承をお願いいたします。

現状におけます本市の高齢者の自立支援の取り組みは、地域包括支援センターを軸に事業を展開しており、その中核となるのが生活支援と介護予防を目的とした地域支援事業となります。

地域支援事業を構成する主な事業としまして、介護になるおそれのある方を把握し、その方の状況の改善、または悪化を防ぐことを目的とした「第2次予防事業」、また一般高齢者の介護予防を目的として教室を開催する「1次予防事業」、3つ目としまして、要支援に認定された方が自立した生活を送れるよう、適切なサービスの提供のため、ケアプランの作成を行う「新予防給付ケアマネジメント事業」、4つ目としまして、虐待や成年後見人に対応した「権利擁護事業」などがございます。

今後の高齢者の自立支援の具体的な方策は、地域包括ケアシステムにおいて中核となる新たな地域支援事業となります。この事業の目的は、生活支援と介護予防であり、この点についてはこれまでの事業と同様の内容となっておりますが、事業内容は団塊の世代が75歳となる2025年（平成37年度）を見据え、施策の拡充を図るものとなっております。

その要諦を申し上げますと、1つ目に、在宅医療介護連携の推進、2つ目に、認知症施策の推進、3つ目としまして、地域ケア会議の推進、4つ目としまして、生活支援サービスの充実・強化、この4点となります。

まず、1点目の在宅医療介護連携の推進は、高齢者の方が住みなれた地域で生活が継続できるよう、医療機関、介護サービス事業者等が連携をして一体的なサービスの取り組みを目指すものとなっております。

2点目の認知症施策の推進は、高齢者の4人に1人が認知症、またはその予備群と言われており、今や誰もがかかる可能性がある身近な病気となっていることから、個人の状況に応じたサービスの提供を行う「認知症ケアパス」や認知症の初期段階から家庭訪問を行うとともに、専門医と連携をした対応と、その家族の支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置をする内容となっております。

3点目の地域ケア会議は、多様な専門職により構成される組織で、単独の専門職だけでは解決することが難しい困難事例に対応するものとなっております。

4点目の生活支援サービスの充実強化につきましては、現在、全国一律の運営基準で提供され

ております訪問介護・通所介護が、介護予防給付から地域支援事業に組み込まれたことが大きく注目されている内容となっております。具体的には、市町村が地域の実情に応じて多様な主体と連携し、サービスの提供を目指すものとなっております。この事業の注目すべき点は、要介護認定を省略して、「基本チェックリスト」と呼ばれる簡易判定により、訪問・通所サービスを受けることを可能とした点にあります。

今後の事業推進に当たりましては、長期的な視点に立ち、行政や介護事業者だけでなく、住民ボランティア等の多様な主体と連携しながら、高齢者の自立の支援に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### ○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

#### ○総務部長（小松塚隆雄君）

4点目、若者の選挙投票率向上についてお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、公職選挙法等の一部を改正する法律が平成27年6月19日に公布をされまして、来年の夏に予定されている参議院議員選挙から高校生を含めた18歳、19歳の方々も選挙権を得ることとなります。

茨城県選挙管理委員会及び茨城県明るい選挙推進協議会が発行をいたしました中学3年生向け選挙ガイドブック「18歳のわたしへ」によりますと、平成26年衆議院議員総選挙（小選挙区）における投票率につきましては、茨城県平均が55.24%であるところ、20歳から24歳につきましては29.23%、25歳から29歳につきましては34.36%となっておりまして、ご指摘のとおり、若者の投票率は伸び悩んでいる実態があるものと考えております。

本市におきましては、同選挙の投票率が全体で57.52%と茨城県平均の投票率を2.28ポイント上回ってはいるものの、年齢別投票率の集計を実施いたしました第13投票所、これは下稲吉小学校になりますが、こちらにおける投票率につきましては、20歳から24歳については22.05%、25歳から29歳については29.63%となっております。若者の投票率については、県全体の投票率よりも低迷をしている、こういった状況が見受けられるところでございます。

本年第2回定例会における古橋議員の一般質問に対してお答えをしておりますけれども、これまで本市におきましては選挙管理委員及び関係職員による市内スーパー等での啓発活動を初めとしまして、広報車による投票の呼びかけ等により投票率の向上に取り組んできたところでありますが、選挙権年齢が引き下がることによりまして、早い時期から政治や選挙に関心を持ってもらえるような取り組みがより重要になってくるものと認識をしております。

本年度の取り組みといたしましては、教育委員会、市内中学校のご協力をいただき、中学校3年生を対象に出前授業と模擬選挙を行ったところでありまして、10月15日には下稲吉中学校、10月22日には霞ヶ浦中学校、11月25日に千代田中学校において開催をいたしております。

出前授業につきましては、選挙制度や今後の法改正について講義を行いまして、その後、模擬選挙については、給食の献立を候補者と見立て、得票数が最も多かった献立を給食に反映させるというような内容で行っております。今回は、生徒たちが早い段階から選挙の仕組みや意義を学

び、体験することで選挙に対する意識を高め、将来の投票行動へつなげようという目的で実施をしたところでございます。

本市におきましては、選挙権年齢の引き下げによりまして、約800人の有権者がふえる見込みであります。広報誌やホームページの活用を初め、より若い世代に対しても政治・選挙に関心を持っていただくような取り組みを実施・検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

5点目、1番、河川の整備計画でございますが、本市が管理する準用河川については改修が完了し、現在は県が管理する恋瀬川において改修事業が行われ、計画的な改修及び整備を進めているところでございます。

また、石岡市と進めてございます「石岡・かすみがうら河川広域道路整備促進協議会」では、恋瀬川にかかる五輪堂橋上流において、今年の台風18号による大規模な浸水被害を受け、県に対して早急に事業区間の延伸を強く要望することといたしております。

本市の計画といたしましては、今後、全国的に短時間の集中豪雨が増加している現状を踏まえ、稲吉地区の冠水被害拡大も想定されることから、雨水排水計画を策定するに当たり、現況の排水系統である逆川・菱木川につきまして、流下能力の正確な値等、現地の実態を詳細に調査いたしまして、河川状況や地域の特性に応じた河川の拡幅など、調査結果に基づいた適切な対策を講じてまいりたいと考えてございます。

次に、2点目、危険箇所の調査についてお答えをいたします。

台風による大雨の影響で河川が越水し、道路等の冠水被害箇所につきましては、千代田庁舎下の天の川、霞ヶ浦地区一の瀬川など、7カ所把握をしております。

県土浦土木事務所河川課においては、逆川と天王川の合流箇所の調査測量、高倉伝馬地区の総合治水を踏まえた計画を早期に策定し、浸水想定区域図作成のための測量調査に着手をすることとなっております。

市管理の河川につきましては、大雨や洪水、地震に対し、河川構造物の耐震・耐久性の確保が重要であると考えてございますが、今後、現地の実態を詳細に把握いたしまして、必要に応じて適切な対策を講じ、災害の未然防止に努めてまいりたいと考えてございます。

また、大雨洪水警報発令時や災害発生時には、職員が現地に駆けつけ、通行止め措置をとるなど、原因を調査し、関係機関、担当部署と協議を行い、応急対策に当たってございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最初に、救急車の適正利用について、具体的に答弁いただきましたので、かなめとなるのは、やはり救命率の向上にいかにか徹していくかということが一番のかなめになるかと思えますし、軽症者でも救急車を必要でない方でも要請をしていることが、私も何件か伺っておりますので、やはりそういうことがないように、1分1秒を争うそういう命を救うための救急車でありますので、その啓発運動も含めて、消防本部含めて、どうか周知徹底をしていただいて、適正な利用をしていただくように努めていただきたいと、これは要望として申し上げます。

続いて、イノシシ対策と電気柵の安全利用についてなんですが、まず、第1点目に、イノシシの特に上佐谷、それから志筑地区、下佐谷の一部の地区、そういう中で、やはりイノシシの被害が毎年拡大している状況下の中で、この被害状況及び聞きとり調査等は、現場で実際に実施しているのかどうか、その辺を伺います。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

実際のところ、捕獲等が行われた場合に、そういう中での聞き取りということで、改めてその地域に入っただけの聞き取り等は今現在行っておりません。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

やはり現場の状況、そして農家の方がいかに大変な状況下に置かれているかという現場の状況を把握するのがやはり行政の私は責任ではないかと思えます。

そういう中で、今のイノシシの鳥獣捕獲について、既に2回実施して、今、3回目に間もなく入るわけですがけれども、2回でもって65頭を捕獲したということですがけれども、イノシシはやはり繁殖力が非常に高い状況でありまして、年2回出産するという話も伺っておりまして、捕獲する頭数よりも繁殖している数がかかなりまさっているというそういう状況下にあるかと思うんです。

既に、人里というか人家のほうにも、私の自宅のほうには昨年からはあらわれまして、27年度からは毎晩のように4頭から5頭が屋敷内を駆け回っている、そういう状況の中、そして、それだけならまだいいんですが、この近隣の梨とか柿とか、野菜類、芋類、雑食でありますから全てのものを食べてしまう。そういう状況下で、今、農家の人が経営が大変な状況下の中であって、やはりこれは深刻な現実の問題なんですね。

だから、地域の人、また近隣の方、農家の方からもたくさんの要望なり現状を伺ったときに、私は、すぐに被害状況も直接私の目で確かめ、そして、やはり何とか対策を講じなくてはならないというふうに感じてずっとおりまして、今回、さらに何とかしていただきたいという強い強い要請がございました。

そういうことで、何としてもこのイノシシ対策に力を入れていかなかったら、大変な状況下になるということで、国のほうの補助は3戸と一緒に電気柵を設置しなければ補助が出ないという、そういう非常に難しい補助制度になっておりますけれども、やはりこれだけ深刻な問題でありますから、市としての独自の補助制度も確立していかなければならないと私は思います。

大規模農家は既にもう設置を済んでおる方が大半でありますけれども、なかなか経済的にも設置したくてもできない方もたくさんおります。そのためにも、この電気柵の市独自の補助制度の確立をお願いしたいと思いますが、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

イノシシが大変な被害を及ぼしている状況につきましては、私もいろんなところから聞き及んでいるところでございます。

補助につきましても、この場では申し上げられませんが、少し研究をさせていただきまして、検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

ぜひとも新年度の中に、若干予算づけもお願いをしたいと思ひます。

できれば国の制度に適合したそういう対応を現場でするのが本来だと思いますが、なかなか3戸まとまるというのは難しいところもございまして、1戸でも補助が、国は2分の1という状況であります。それよりも若干下回ってもやむを得ないのかなというような思ひはありますけれども、何らか、市でもって手だてをしてくれたという、そういう誠意を示すことが私は大事なのかなというように思ひますので、どうか、いろいろな予算面で支障を来さない範囲の中での協議・検討をお願いしたいと、これは要望として申し上げておきます。

それから、捕獲用のおりなんですけれども、今現在、何カ所設置してありますか。また、これからの捕獲用のおりは、新たに増設する予定、計画というのはどうなっていますでしょうか。再度確認したいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

お答えいたします。

わなについては、固定式、移動式わな、また、くくりわなとありますけれども、くくりわなについてはちょっとデータがないものですが、固定わなについては10基、あと、移動式箱わなについては22基ということでございます。

今後の予定ということでございますけれども、年次計画をしていきまして、まず10基というようなことでその計画に沿った10基ができたということがまず1つでございます。

また、その中で、あとは予算折衝の中で、ちょっと確認をしてみたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君。

○12番（中根光男君）

もう一点、要望をお願いしたいと思いますが、やはり今、猟友会が主体となってイノシシの捕獲をして、ボランティア精神でもって一生懸命に捕獲に当たっているわけですが、これは並々ならぬ大変なご苦勞をかけていることに対して、私は敬意を表しているわけですが、やはり猟友会も高齢化になっておまして、毎年猟友会のメンバーも少なくなっているというような現状の中で、やはり猟友会に少しでも負担をかけないような行政の対応、それが必要なのかなと思ひまして、できれば少しでも猟友会の予算の増額を新年度の中でどれだけ増額できるかわかりませんが、そういう中でどうか対応も、これは要望としてお願いをしておきたいと思ひます。

それから、電気柵の事故の件ですが、これはやはり正規の電気柵ではなくて、家庭用の電源からとって、それを電気柵に回したという、これは非常に恐ろしい実態だったわけですね。かすみがうら市ではそのような実態はなかったというような報告でしたけれども、全国では、やはり10万カ所調査をして7,000からの危険箇所が発覚したというような状況もありますので、どうか特に個人で設置した方、補助制度を利用して設置した方はほとんど市販の電気柵を利用していると思ひますが、個人で設置した人もこの安全対策がどうなっているのかという部分も含めて、再度、万全を期していただいて無事故をお願いしたいと思ひます。やはりちょっとしたところから、大きな事故につながってまいりますので、そういう認識の徹底が私は大事だと思いますので、環境経済部のほうでよろしくをお願いをしたいと思ひます。これは要望としてお願いをしておきます。

次に、3番目として、地域包括システムについて、これは部長のほうから非常にわかりやすい今後の対応策も含めて、具体的な説明がありましたので、私のほうからは本当に部長が真剣になって、向き合っ取組んでくださっていることに対して、私は本当にうれしく思っております。

そういう中で、やはりこの市町村独自のこの介護サービス、それから生活指針といった地域の独自性、それから主体性というのが特に今回大事になってまいりますので、かすみがうら市としてのこの地域性も配慮した中でのこの支援事業というのは大事になってくるかと思ひます。やはり市の特色を生かしたこの包括システムの確立というのが大事だと思うんです。

やはり、この事業の目的というのは、生活支援と介護予防が主体になってまいりますけれども、そういう中で先ほど部長のほうからも話がありましたように、今後の高齢者の自立支援のこの具体的な方策の中で、この地域包括ケアシステムに中核という部分で、今回、新たな地域支援事業になるわけです。そういう中で、特にこの4点、4点を具体化して再度取り組んでいただきたいと思ひます。これ、要望としてお願いしたいんですが、この在宅医療介護連携の推進が第1点目、それから認知症施策の推進、それから地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実、強化、この4点がこの要諦になると思ひますので、この件について、さらに具体的な積み上げ、組み立てをお願いしたいと思ひます。

非常に国の方針に従っての計画を今、部長もしておまして、そういう中で、本当にきめ細かなシステムが私はできるんじゃないかというふうに期待をしているところでございますので、どうか部長、課長も真剣になって取り組んでくださっておりますので、そのことに対しては、本当に私は敬意を表したいと思っております。本当にありがとうございます。

それから、若者の選挙権、18歳の選挙制度に対して、この18歳選挙権制度というのは、世界で

約87%の国が今、実施をしているわけです。しかしながら、各国ともいろんな情報でもって調べますと、やはり18歳選挙権を実際に制度をすぐになかなか実現できなかったということもあるらしいんですが、やはりこの18歳の方に、例えばイギリスの例をとりますと、イギリスはこの制度を導入する前から、中学生に対して授業の中で政治学習という形で、政治に対する認識というものを高めていったという話もデータの中にありますけれども、そのようにいろいろな形で工夫をしていると思うんですね。

だから、これは要望として申し上げたいんですが、やはり中学校の政治学習の中で、あくまでも中立を保つということが前提ですよ。学校現場での主権者教育を私は行う必要があるんじゃないかなと思うんです。主権者教育ということ、主権者とはどういうことなのかという部分を具体的にやはりその中で教えていく、そういう教育も私は大事なんじゃないかなと思います。

さらに、社会参画の力をやはり育むことができるように、この意識の高揚も私は大事になってくるかなと思いますので、どうかそういう中学校の現場でもそういうふうな努力、工夫をして、少しでも政治に関心を持っていただくような教育も必要だと思いますので、これは要望として申し上げます。

それから、最後に、河川の整備についてですけれども、さっき部長が話された具体的な話がありましたけれども、やはり流入する河川も含めた危険箇所調査も再度お願いしたいと思うんですが、これは流入する川で狭いところも含めてなんですけれども、やはり崩れやすい斜面のところとか、また、ひび割れしているところもありますよね。

それから、越水しやすい、さっき話した7カ所、これについても、私も大雨のときに朝早く行って、一番大変な状況の中で写真をとらせていただきましたけれども、私の把握しているところでは11カ所だったんですね。部長が把握した中では7カ所ということだったんですが、そういう中で一番大変ひどい状況の中で私は写真をとりましたんで、やはりそういうことも検証していただいて、越水しやすい場所とか、また大雨のたびに冠水するところとかに関しては、検証をしていただいて何らかの対策を講じていただきたいと思います。

やはり今回の常総市の鬼怒川の被害においても、以前から指摘されていた箇所が越水を起こし氾濫を起こしてしまったという、これは国の責任も問われる問題かと思えますけれども、それがもう取り返しのつかない大きなこの被害を出してしまったという結果に至ったわけです。これは1つの教訓といたしまして、やはり想定していないところに災害がある、油断をしているところに災害があると、そういう認識のもとに、私たちも行政も一丸となって、広域連携も含めて具体的な協議、そしていろいろな対策を講じていく中で、市民の安心、安全を守っていく、そういう対応をしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

12番 中根光男君の一般質問を終わります。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日12月4日定刻より引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会をいたします。  
ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時50分